

人権に関する市民意識調査

－平成22年度意識調査報告書－

平成23年6月

長 崎 市

目 次

I 調査の概要

1	はじめに	1
2	調査の目的	1
3	調査対象者	1
4	調査基準日	1
5	調査期間	1
6	調査方法	1
7	調査項目	1
8	回収状況	2
9	回答者の状況	2
10	報告書を読む上での留意点	3

II 調査結果の分析

1	人権全般について	
1)	「人権」についての関心度	4
2)	関心のある人権問題	4
3)	人権侵害の推移	5
4)	人権侵害の経験	6
(1)	人権侵害の内容	6
(2)	人権侵害への対応	7
5)	人権侵害を受けた場合の対処	8
6)	他人の人権を侵害した経験	8
7)	人権に関する法律の認知状況	9
2	女性や子ども等、個別の人権課題について	
1)	女性に関する人権上の問題点	11
2)	子どもに関する人権上の問題点	12
3)	高齢者に関する人権上の問題点	13
4)	障害のある人に関する人権上の問題点	14
5)	外国人に関する人権上の問題点	15
6)	H I V感染者等に関する人権上の問題点	16
7)	ハンセン病患者等に関する人権上の問題点	17
8)	犯罪被害者等に関する人権上の問題点	18
9)	インターネットを悪用したことによる人権上の問題点	19
10)	医療の現場における患者に関する人権上の関心事項	20
3	同和問題について	
1)	同和問題を認知した方法	21
2)	同和問題を認知した時期	22
3)	差別意識の有無	23
4)	解決への展望	23
5)	同和問題に関する人権上の問題点	24
6)	隣近所との交際	25
7)	結婚に対する態度	26
8)	同和問題の解決に必要なこと	27
4	人権教育・啓発の取り組みについて	
1)	「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度	28
2)	人権尊重社会実現のために必要な施策	28
3)	啓発活動への接触度	29
4)	人権情報を提供する媒体への接触度	30

5) 効果的な社会教育・啓発広報活動	31
6) 人権教育啓発センターに期待する取組	32
7) 長崎県の人権尊重度	33
5 国や県、市町に対する意見や要望	34
資料1 平成22年度「人権に関する県民意識調査」調査票・調査結果	38
資料2 平成17年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果	46
資料3 平成13年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果	55

I 調査の概要

1 はじめに

この報告書は、長崎県が平成22年に実施した「人権に関する県民意識調査」の中で、長崎市民に関する調査結果の部分を抜き出して分析し、取りまとめたものである。

2 調査の目的

長崎県は、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得ることを目的として、この調査を実施した。

- (1) 人権に関する県民の意識状況を把握し、同和問題の解決を含めた各種人権に関する啓発活動や長崎県人権教育・啓発基本計画に基づく人権教育等の各種施策が、どのような効果・影響をもたらしているか、平成5、13、17年度の調査結果との比較検討ができるための基礎資料とする。
- (2) 人権に関する県民の意識の現状や問題点等の把握を行い、今後の講ずべき人権教育・啓発活動を効果的に推進していくための新たな方策を検討するための基礎資料とする。
- (3) 意識調査の実施を通じて、人権尊重に関する県民世論の喚起を図り、人権問題に対する関心を深めることと併せて人権に関する県民意識の向上をめざす。

3 調査対象者

長崎県は、県内に居住する満20歳以上の男女3,000人を調査対象とするため、平成22年7月1日現在の住民基本台帳を基にして、次のような要領で対象者を抽出した。

- (1) 県民意識の地域差を前回の調査と比較ができるようにするため、県内を五つの行政区域に分け、各区域の調査対象者の割合が前回と同程度になるように標本抽出率を調整することとした。
- (2) 対象者の抽出は7月1日現在の住民基本台帳を用いて、一定間隔で抽出する系統抽出法で行うこととした。

以上の基本原則に則り、抽出率を県南（本市、西海市及び西彼杵郡）と県北は0.21%、県央は0.27%、島原と離島は0.42%として抽出を行った。その結果、県全体で3,000名、本市からは756名（前回は726名）が標本として抽出された。

4 調査基準日

平成22年11月1日

5 調査期間

平成22年11月1日～平成22年12月2日

6 調査方法

- (1) 調査対象者に対して、調査協力依頼書、調査票、返信用封筒を10月20日に郵送した。
- (2) 回答期限は11月19日とし、11月15日に調査対象者全員に提出のお願いを送付した。
- (3) 12月2日までに回答があったものを集計した。

7 調査項目

今回の調査は、平成13年の調査（以下、「前々回」と表示）及び平成17年の調査（以下、「前回」と表示）との比較を行い、変化をある程度見ることができるよう考慮したが、人権を取り巻く社会環境等を踏まえた上で、「長崎県人権教育・啓発基本計画の認知度」「人権尊重社会実現のために必要な施策」「長崎県人権教育啓発センターに期待する取組」「長崎県の人権尊重度」等の新たな質問を加えた。また、前回以降に発表された他県の調査も参考にして、次のように調査項目を設定した。

- (1) 人権全般について（問1～問8）
- (2) 個別の人権課題について（問9～問18）
女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者等、犯罪被害者等、インターネット、医療の現場における患者
- (3) 同和問題について（問19～問25）
- (4) 人権教育・啓発の取り組みについて（問26～問33）

(5) 属性 (問A～問D)

8 回収状況

県全体では3,000名に調査票を発送したが、転居などの理由で18件が返送されたため、2,982名に調査票が到達したことになる。回収できた1,515名分の調査票の中には、高齢・病気などのための記入困難の理由や回答拒否で返送されてきた28件の調査票も含まれていた。これら28件の調査票は無効とし、残り1,487票を有効とした。したがって、県全体においては、到達した調査票数2,982に対する有効回収率は49.9%となる。なお、前回の有効回収率は42.9% (到達した調査票数2,958に対して有効な調査票数1,269)であった。

本市分の回収状況は、756名に調査票を発送し、749名に調査票が到達した。回収調査票数362に対し有効回答数が356となり、有効回収率は47.5%である。なお、前回の有効回収率は41.9% (到達した調査票数721に対して有効な調査票数302)であった。

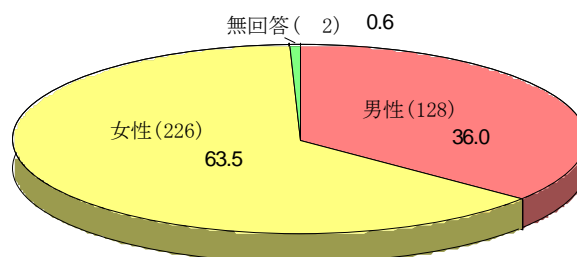
本市分356票についての集計作業、調査結果の分析、報告書の作成は、特定非営利活動法人長崎人権研究所に委託して行った。

9 回答者の状況

回答者356名の性・年齢・職業構成は次の通りである。

問A あなたの性別は

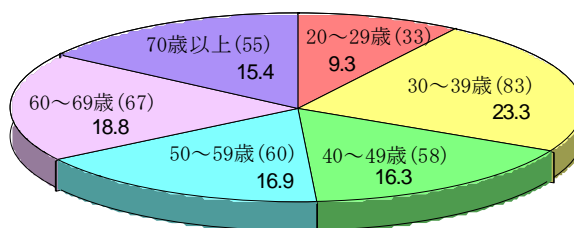
1. 男性
2. 女性



回答者の性比は、女性は226名で、男性の128名に対して1.77倍となっており、県全体の1.26倍に比べると差が大きい。なお、前回の性比は、女性は158名で、男性の124名に対して1.27倍 (県全体は1.27倍)であった。

問B あなたの年齢は (平成22年11月1日現在の満年齢)

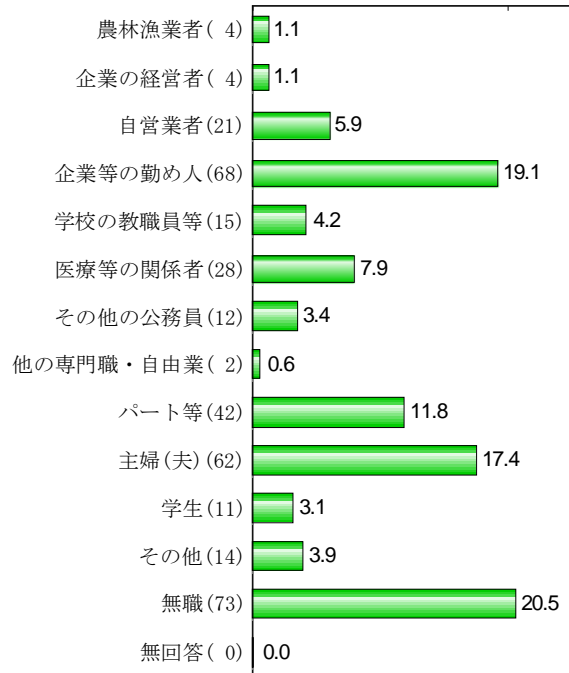
1. 20～29歳
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～69歳
6. 70歳以上



年齢構成は、県全体では20代が8.1%、30歳以上は各年齢層で15%～19%であるのに対し、本市では30代が23.3%と最も高く2割を超えており、20代は9.3%、40歳以上は各年齢層で15%～19%であった。

問C あなたのご職業は

1. 農林漁業者（家族従事者も含む）
2. 企業の経営者
3. 自営業者（家族従事者も含む）
4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人
5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む）
6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など）
7. 学校・医療関係以外の公務員
8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など）
9. パート・アルバイト・派遣・嘱託
10. 主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人）
11. 学生
12. その他（上記以外の人）
13. 無職



職業構成では県全体と大きな違いはないが、農林業業者が1.1%で県全体の4.2%より3ポイント低く、企業等の勤め人が19.1%、主婦（夫）が17.4%で、県全体がそれぞれ14.8%、17.4%であるのに対し、3～4ポイント高くなっている。

10 報告書を読む上での留意点

注1) 調査結果の分析にあたっては、全体的な傾向と県全体との比較に重点をおいて行った。また、今回、回答項目を新たに追加したり一部変更した質問があり、平成13、17年度の調査結果とは単純に比較できないが、可能な限り比較分析を行った。

注2) 調査結果の解説においては、回答項目名をその内容に沿ってできるだけ簡略化して表記した。図中の「見出し」においても同様である。図中の「見出し」等の（ ）内の数値は回答者数を示している。

また、図中の「見出し」において、「※」印を付したものは、今回新たに追加した回答項目や表記のしかたが一部変わっている回答項目を示している。

注3) 図中の数値 (%) は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示した。したがって、内訳の合計が100.0%にならないことがある。

また、二つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。

注4) 質問項目に「回答は1つ」とか、「回答は3つまで」というように、回答数が規定されている場合に、誤って規定数を超えて回答したものは「無効」として処理した。

図の積層型棒グラフによっては数値の表記が重なるため、「無効」と「無回答」を合わせて「無効・無回答」としたものがある。

注5) 一つの質問に二つ以上の回答を求めた質問では、比率の合計が100%を超える。

Ⅱ 調査結果の分析

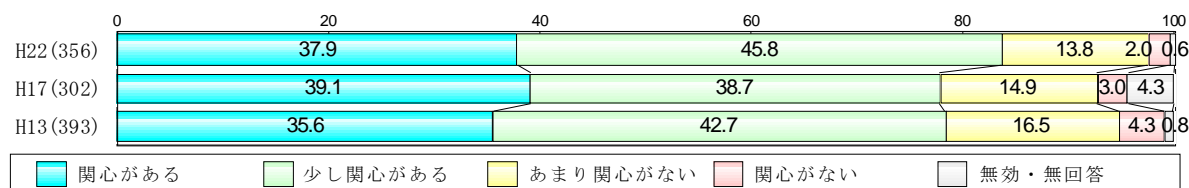
1 人権全般について

1) 「人権」についての関心度

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。
(回答は1つ)

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 関心がある | 3. あまり関心がない |
| 2. 少し関心がある | 4. 関心がない |

図1 「人権」についての関心度



人権についての関心度では、「少し関心がある」の方が「関心がある」より高く、前回と順位が逆転している。

また、両者を合計した人権に関心が「ある」人の割合は83.7%で、前回（77.8%）より6ポイント、前々回（78.3%）より5ポイント高くなっている。

この傾向は県全体と同じであるが、県全体では「少し関心がある」が43.3%で本市の方がやや高くなっている。

2) 関心のある人権問題

問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。(回答はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 女性に関する問題 | 13. プライバシー保護に関する問題 |
| 2. 子どもに関する問題 | 14. インターネットを悪用した人権侵害に関する問題 |
| 3. 高齢者に関する問題 | 15. ホームレスに関する問題 |
| 4. 障害のある人に関する問題 | 16. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題 |
| 5. 同和問題 | 17. 北朝鮮当局による人権侵害（拉致）問題 |
| 6. アイヌの人々に関する問題 | 18. 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題 |
| 7. 外国人に関する問題 | 19. その他（具体的に：) |
| 8. HIV（エイズウイルス）感染者等に関する問題 | 20. 特にない |
| 9. ハンセン病患者・元患者等に関する問題 | |
| 10. 犯罪被害者等に関する問題 | |
| 11. 刑を終えて出所した人に関する問題 | |
| 12. 性同一性障害者（身体的な性と心の性が一致しない者）に関する問題 | |

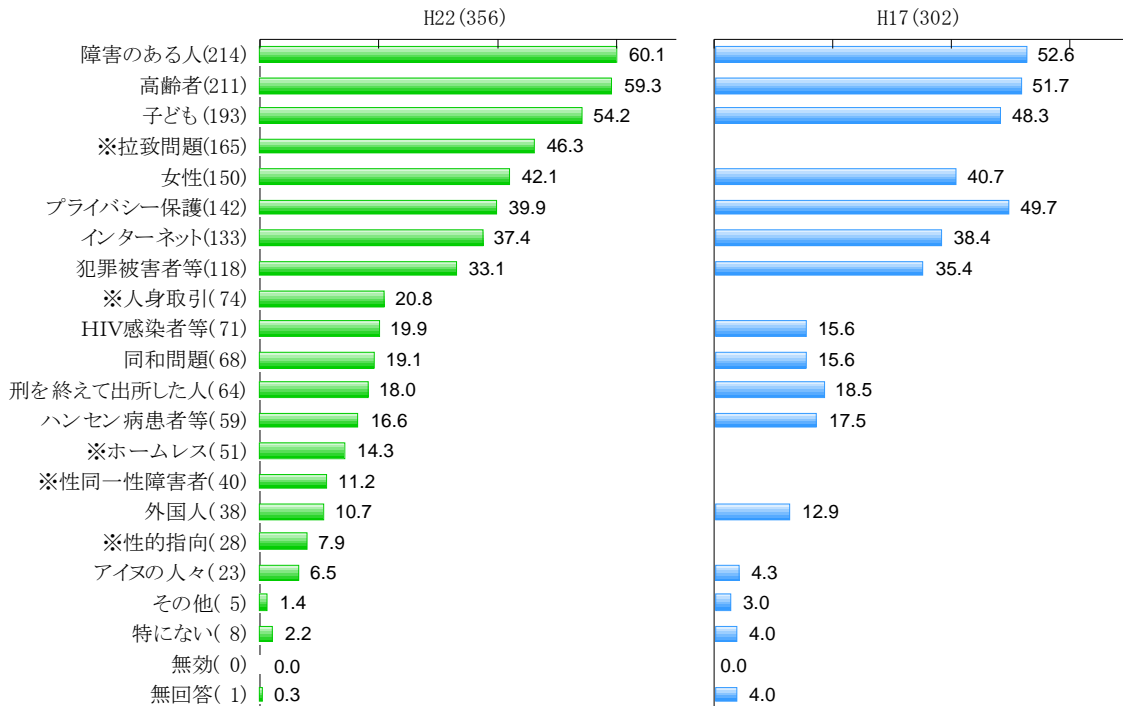
18項目の人権問題の中で関心が高かったのは、「障害のある人」「高齢者」「子ども」の3項目で、いずれも50%以上が関心があると答えている。これに「拉致問題」と「女性」が40%台、「プライバシー保護」「インターネット」「犯罪被害者等」が30%台で続いている。なお、「同和問題」については、19.1%であった。

今回の調査では、前回の13項目に「性同一性障害者」「ホームレス」「性的指向」「拉致問題」「人身取引」の5項目を追加した。新しく追加されたこれらの項目の中では、「拉致問題」が46.3%と高く、次いで「人身取引」の20.8%となっている。

前回と比較すると、「障害のある人」「高齢者」「子ども」は6～8ポイント、「HIV感染者等」と「同和問題」は4ポイント高くなっているが、「プライバシー保護」は10ポイント低く、前回の3位から今回は6位となっている。

県全体と比較すると、「子ども」(県全体54.3%)と「性的指向」(県全体8.1%)の2項目は県全体よりやや低いが、他は高く、特に、「プライバシー保護」(県全体35.5%)と「女性」(県全体38.2%)は4ポイント高くなっている。

図2 関心のある人権問題

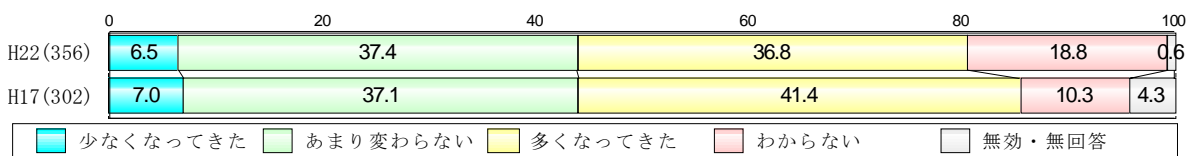


3) 人権侵害の推移

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようなになってきたと思いますか。(回答は1つ)

- 1. 少なくなってきた
- 2. あまり変わらない
- 3. 多くなってきた
- 4. わからない

図3 人権侵害の推移



人権侵害の推移では、「あまり変わらない」(37.4%)が「多くなってきた」(36.8%)よりやや高い。

前回と比較すると、「少なくなってきた」と「あまり変わらない」の割合はそれほど変わらないが、「多くなってきた」が5ポイント低くなり、「わからない」が8ポイント高くなっている。

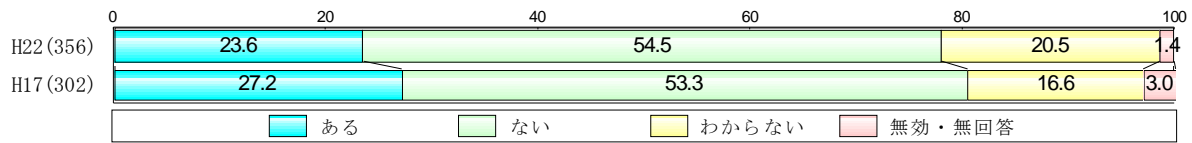
県全体では、「あまり変わらない」(38.9%)と「わからない」(17.1%)がそれぞれ前回より5ポイント高く、「多くなってきた」(33.8%)が7ポイント低くなっており、本市と若干の違いが見られる。「多くなってきた」では、本市の方が3ポイント高くなっている。

4) 人権侵害の経験

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。(回答は1つ)

1. ある
2. ない
3. わからない

図4 人権侵害の経験



人権侵害の経験では、「ある」と答えた人の割合が23.6%、「ない」が54.5%、「わからない」が20.5%であり、約4分の1の人が「ある」と答えている。

前回と比較すると、「ない」はほとんど変わらないが、「ある」がやや減り、「わからない」が増えている。

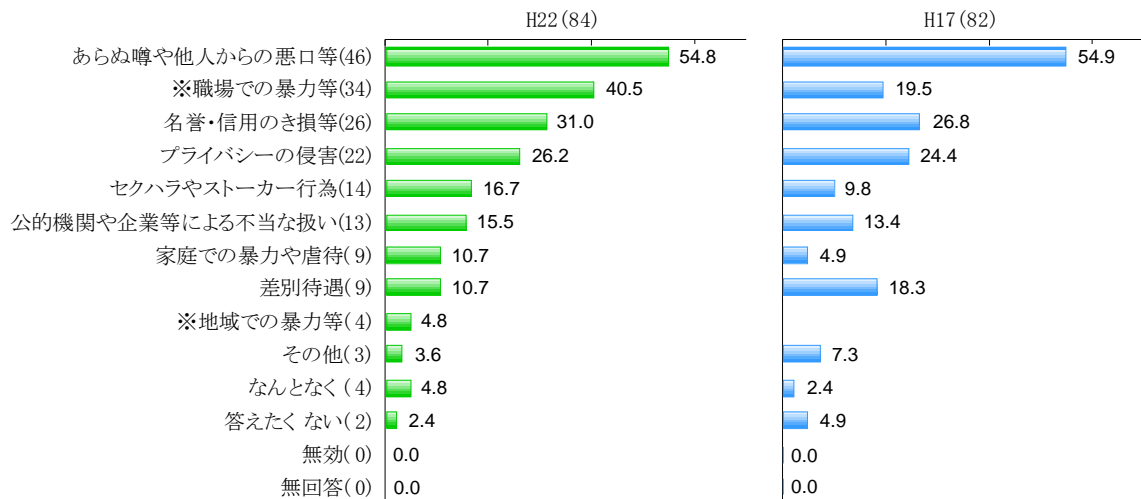
県全体では「ある」が26.6%で本市の方が3ポイント低く、その分「ない」(県全体53.1%)と「わからない」(県全体18.9%)が高くなっている

(1) 人権侵害の内容

問5 (1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損、侮辱
3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い
4. 職場での暴力、強迫、無理強い、パワーハラスメント(職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ)、仲間はずれ
5. 地域での暴力、強迫、無理強い、仲間はずれ
6. 家庭での暴力や虐待
7. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い)
8. プライバシーの侵害
9. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ、セクハラ)やストーカー(特定の他者に対して執拗につきまとう)行為
10. その他(具体的に:)
11. なんとなく
12. 答えたくない

図5 (1) 人権侵害の内容



人権侵害の内容では、前回の「地域、職場などでの暴力等」を「職場での暴力等」と「地域での暴力等」の2つの項目に分けて調査したが、「あらぬ噂や他人からの悪口等」が54.8%で最も高く、次いで、「職場での暴力等」の40.5%、「名誉・信用のき損等」の31.0%、「プライバシーの侵害」の26.2%の順になっている。

前回と比較すると、「差別待遇」が8ポイント減少しているが、「あらぬ噂や他人からの悪口等」以外の他の項目は前回より高くなっている。特に、「職場での暴力等」と「地域での暴力等」を合わせると45.3%となり、前回の「地域、職場などでの暴力等」の19.5%より26ポイント高く、「セクハラやストーカー行為」と「家庭での暴力や虐待」は6～7ポイント高くなっている。

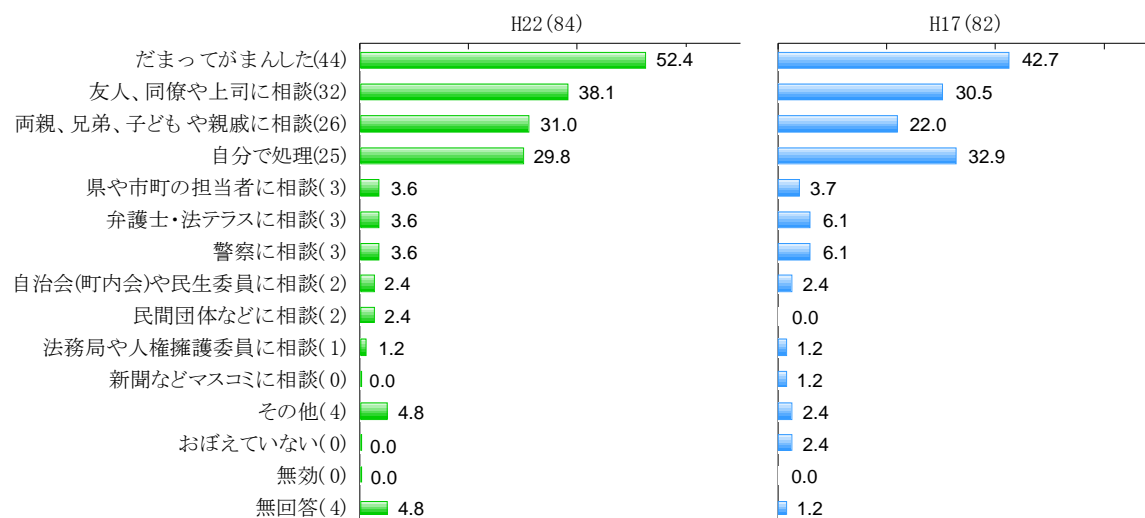
県全体と比較すると、「あらぬ噂や他人からの悪口等」（県全体56.7%）、「地域での暴力等」（県全体7.6%）、「差別待遇」（県全体11.9%）、「その他」（県全体5.8%）の4項目は本市の方が低いが、他は高く、「職場での暴力等」（県全体29.9%）は11ポイント、「セクハラやストーカー行為」（県全体11.6%）は5ポイント高くなっている。

(2) 人権侵害への対応

問5(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。(回答はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した | 7. 警察に相談した |
| 2. 友人、同僚や上司に相談した | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談した |
| 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談した | 9. 新聞などマスコミに相談した |
| 4. 法務局や人権擁護委員に相談した | 10. 自分で処理(解決)した |
| 5. 県や市町の担当者に相談した | 11. だまっけてがまんした(特になにもしなかった) |
| 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談した | 12. その他(具体的に:) |
| | 13. おぼえていない |

図5(2) 人権侵害への対応



人権が侵害されたときの対応としては、「だまっけてがまんした」と答えた人が52.4%で最も多く、次いで、「友人、同僚や上司に相談」の38.1%、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」と「自分で処理」が30%前後で続いているが、公的機関である「県や市町の担当者に相談」「弁護士・法テラスに相談」「警察に相談」「法務局や人権擁護委員に相談」は極めて低い。

前回と比較すると、「だまっけてがまんした」「友人、同僚や上司に相談」「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」はそれぞれ8～10ポイント高くなっているのに対し、「自分で処理」は3ポイント低くなり、前回の2位から4位となっている。

県全体と比較すると、本市の方が「友人、同僚や上司に相談」（県全体32.9%）、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」（県全体27.8%）ではそれぞれ3～5ポイント高いのに対し、「だまっけてがまんした」（県全体56.2%）は4ポイント低くなっている。

5) 人権侵害を受けた場合の対処

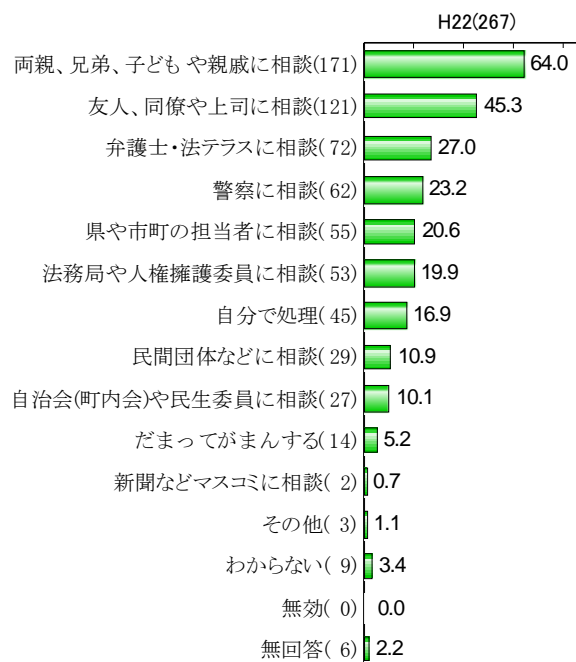
問6 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する | 7. 警察に相談する |
| 2. 友人、同僚や上司に相談する | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談する |
| 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談する | 9. 新聞などマスコミに相談する |
| 4. 法務局や人権擁護委員に相談する | 10. 自分で処理(解決)する |
| 5. 県や市町の担当者に相談する | 11. だまっけてがまんする(特に何もしない) |
| 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談する | 12. その他(具体的に:) |
| | 13. わからない |

人権が侵害された場合の対処としては、「両親、兄弟、子どもや親戚に相談」が64.0%と最も高く、「友人、同僚や上司に相談」が45.3%で続き、次いで、4つの公的機関である「弁護士・法テラスに相談」「警察に相談」「県や市町の担当者に相談」「法務局や人権擁護委員に相談」が約20~27%で並んでいる。「だまっけてがまんする」は低く、5.2%であった。

県全体と比較すると、順位や数値に多少の違いが見られるが、大きな差はない。

図6 人権侵害を受けた場合の対処



6) 他人の人権を侵害した経験

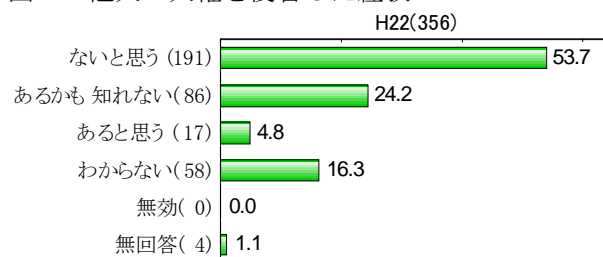
問7 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがありますか。(回答は1つ)

- | | |
|-------------|----------|
| 1. ないと思う | 3. あると思う |
| 2. あるかも知れない | 4. わからない |

他人の人権を侵害した経験については、「ないと思う」が53.7%と最も高く、50%を超えている。「あると思う」はわずか4.8%であった。「あるかも知れない」と「あると思う」を合わせると29.0%で、3分の1に満たない。

これは、県全体と同じ傾向を示している。

図7 他人の人権を侵害した経験



7) 人権に関する法律の認知状況

問8 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

- | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| (1) 「男女雇用機会均等法」 | (6) 「児童虐待防止法」 | (11) 「障害者基本法」 |
| (2) 「男女共同参画社会基本法」 | (7) 「ハートビル法」 | (12) 「犯罪被害者等基本法」 |
| (3) 「DV防止法」 | (8) 「高齢者虐待防止法」 | (13) 「個人情報保護法」 |
| (4) 「ストーカー規制法」 | (9) 「バリアフリー新法」 | (14) 「人権教育・啓発推進法」 |
| (5) 「児童買春禁止法」 | (10) 「障害者雇用促進法」 | |
1. どのような内容か知っている 2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある 3. 知らない

人権に関する14法律の中で、「内容を知っている」と答えた人の割合が高いのは、「男女雇用機会均等法」「個人情報保護法」「児童虐待防止法」「児童買春禁止法」「ストーカー規制法」の5法律で、この5つは50%を超えている。次いで、「DV防止法」が49.7%、「障害者雇用促進法」が35.4%で続き、他は4分の1に満たない。

また、「内容を知っている」と「聞いたことがある」を合わせた割合（以下、「認知度」と表示）を見ると、「児童買春禁止法」「児童虐待防止法」「個人情報保護法」「ストーカー規制法」「男女雇用機会均等法」の5つが90%を超え、「DV防止法」と「障害者雇用促進法」も80%台で高いが、「ハートビル法」は26.7%で最も低く、次いで「犯罪被害者等基本法」と「人権教育・啓発推進法」が低く50%を切っている。

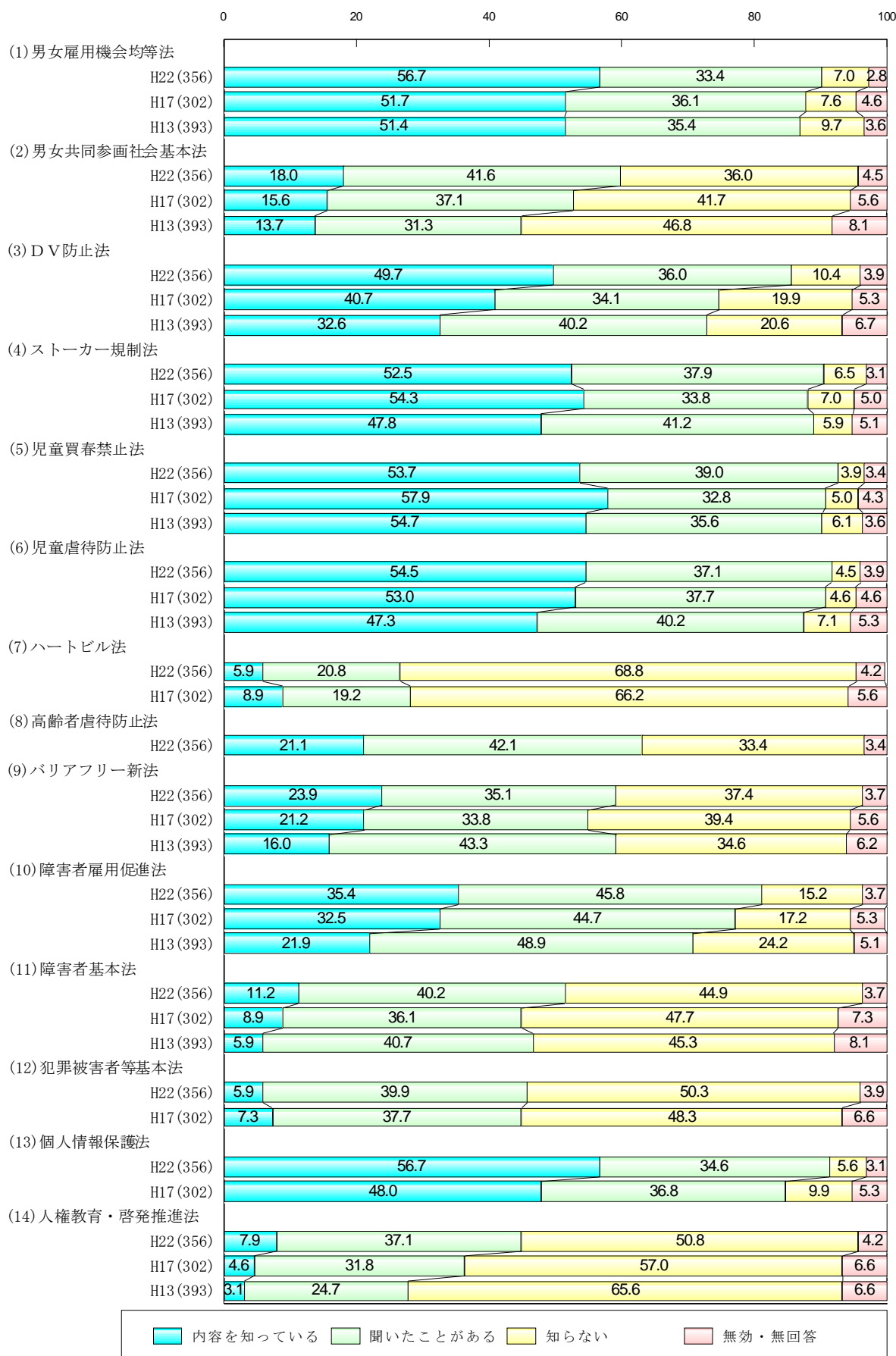
前回の調査以降、法律の改廃等があったため、「交通バリアフリー法」を「バリアフリー新法」に、「高齢社会対策基本法」を「高齢者虐待防止法」に変えて調査を行ったが、「高齢社会対策基本法」を除く13法律を前回と比較すると、「内容を知っている」で「ストーカー規制法」「児童買春禁止法」「ハートビル法」「犯罪被害者等基本法」の4法律が1～4ポイント低くなっているが、他の法律については2～9ポイント高くなっている。

認知度を比較すると、「ハートビル法」が前回の28.1%より1.4%低くなっているが、それ以外は全て高くなっている。認知度の平均は69.6%であり、前々回の60.5%、前回の64.0%より高くなっている。

県全体と比較すると、「内容を知っている」で、「バリアフリー新法」「犯罪被害者等基本法」「人権教育・啓発推進法」の3法律は県全体（それぞれ26.0%、6.2%、9.0%）より低いですが、他は本市の方が高く、特に、「個人情報保護法」（県全体50.0%）と「DV防止法」（県全体44.7%）はそれぞれ5～7ポイント高くなっている。

認知度を比較すると、14法律の中で「男女共同参画社会基本法」「ハートビル法」「バリアフリー新法」「障害者基本法」「人権教育・啓発推進法」の5法律は低いですが、他は本市の方が高い。また、認知度の平均は、県全体（68.7%）より1ポイント高い。

図8 人権に関する法律の認知状況



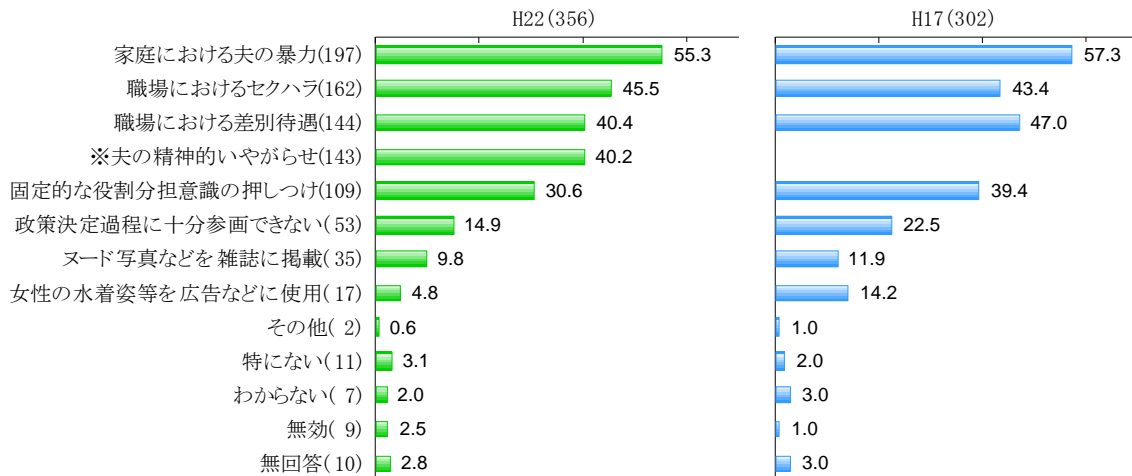
2 女性や子ども等、個別の人権課題について

1) 女性に関する人権上の問題点

問9 女性に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつけること | 6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと |
| 2. 家庭において、夫が妻に暴力（なぐる、ける、物を投げつける）をふるうこと | 7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること |
| 3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的いやがらせを行うこと | 8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること |
| 4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること | 9. その他（具体的に：) |
| 5. 職場において、男性が女性に対して性的いやがらせ（セクハラ）をすること | 10. 特にない |
| | 11. わからない |

図9 女性に関する人権上の問題点



女性に関する人権上の問題点としては、「家庭における夫の暴力」と答えた人が最も高く50%を超えており、「職場におけるセクハラ」「職場における差別待遇」「夫の精神的いやがらせ」が40%台、「固定的な役割分担意識の押しつけ」が30.6%で続いている。

今回、「夫の精神的いやがらせ」の1項目を回答項目に加え、項目数が増えたためか、「職場におけるセクハラ」以外は前回より低くなっている。「職場におけるセクハラ」は前回より2ポイント高く、「家庭における夫の暴力」に次いで高くなっている。新たに追加した「夫の精神的いやがらせ」は、40.2%であった。

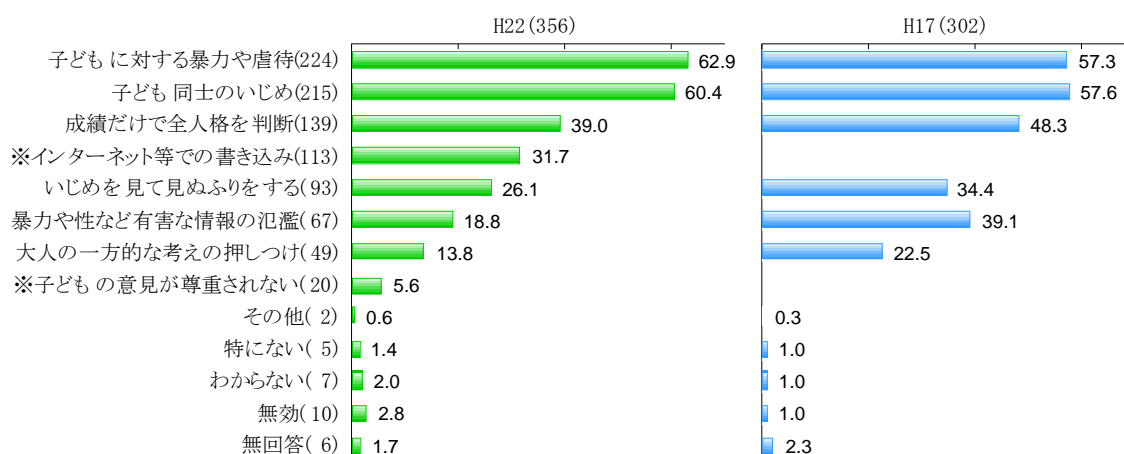
県全体では「家庭における夫の暴力」が57.6%で前回の56.2%よりやや高いが、他は低くなっており、本市と若干の差が見られる。また、県全体では「職場における差別待遇」が36.5%で本市の方が4ポイント高くなっている。

2) 子どもに関する人権上の問題点

問10 子どもに関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|---|---|
| 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | 5. 子どもの意見が尊重されないこと |
| 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと | 6. 学校や就職先の選択などで、大人が一方向的に考えを押しつけたり、本人の意見を無視したりすること |
| 3. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめること | 7. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること |
| 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする | 8. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもを攻撃すること |
| | 9. その他(具体的に:) |
| | 10. 特にない |
| | 11. わからない |

図10 子どもに関する人権上の問題点



子どもに関する人権上の問題点としては、「子どもに対する暴力や虐待」と「子ども同士のいじめ」の2つが60%を超え、「成績だけで全人格を判断」と「インターネット等での書き込み」が30%台、「いじめを見て見ぬふりをする」が20%台で続く。

今回、新たに「インターネット等での書き込み」と「子どもの意見が尊重されない」の2項目を回答項目に加え、項目数が増えたにもかかわらず、「子どもに対する暴力や虐待」と「子ども同士のいじめ」は前回より高くなっている。他は前回より低く、特に、「暴力や性など有害な情報の氾濫」は20ポイント低くなっている。

新たに追加した「インターネット等での書き込み」は31.7%で4位であったが、「子どもの意見が尊重されない」は最も低く5.6%であった。

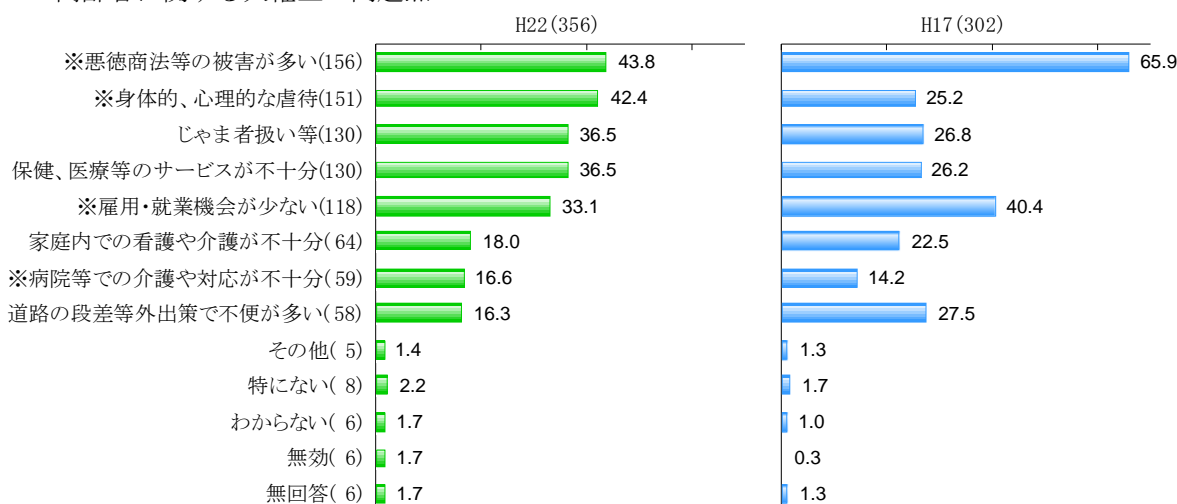
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「インターネット等での書き込み」(県全体26.9%)と「子ども同士のいじめ」(県全体56.1%)で本市の方がそれぞれ4～5ポイント高い。

3) 高齢者に関する人権上の問題点

問11 高齢者に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1. 高齢者の意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと | 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと |
| 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| 3. 高齢者が身体的、心理的、性的、経済的な虐待を受けること | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと |
| 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | 9. その他（具体的に：) |
| 5. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと | 10. 特にない |
| | 11. わからない |

図11 高齢者に関する人権上の問題点



高齢者に関する人権上の問題点としては、「悪徳商法等の被害が多い」と「身体的、心理的な虐待」が40%台で、これに「じゃま者扱い等」「保健、医療等のサービスが不十分」「雇用・就業機会が少ない」が30%台で続いている。

前回と比較すると異なる傾向が見られるが、これは回答項目の表現等を改めた影響も考えられる。「悪徳商法等の被害が多い」は前回より22ポイント低く、「雇用・就業機会が少ない」「家庭内での看護や介護が不十分」「道路の段差等外出先で不便が多い」も6～9ポイント低くなっているが、「身体的、心理的な虐待」は17ポイント、「じゃま者扱い等」と「保健、医療等のサービスが不十分」は10ポイント高くなっている。このため、「雇用・就業機会が少ない」は前回の2位から5位、「道路の段差等外出先で不便が多い」は3位から8位と順位が下がり、「身体的、心理的な虐待」は6位から2位と順位が上がるなど多くの項目で順位が変動している。

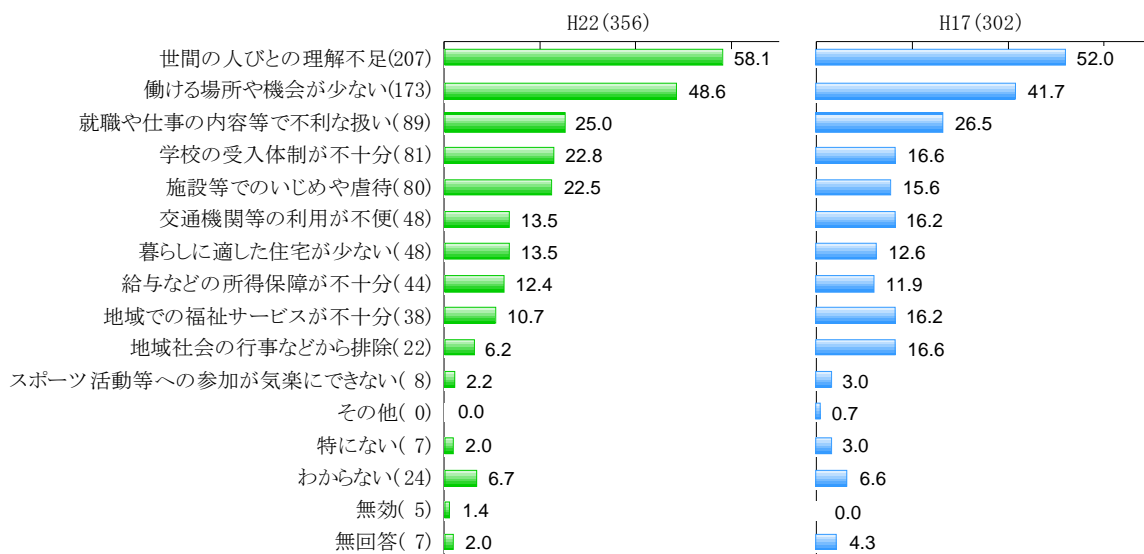
県全体でも同じような傾向を示しており、大きな差は見られない。

4) 障害のある人に関する人権上の問題点

問12 障害のある人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--|------------------------------|
| 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと |
| 2. 働ける場所や機会が少ないこと | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けることがあること | 9. 地域社会の行事などから排除されること |
| 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| 5. 学校の受入体制が十分でないこと | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| 6. 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | 12. その他(具体的に:) |
| | 13. 特にない |
| | 14. わからない |

図12 障害のある人に関する人権上の問題点



障害のある人に関する人権上の問題点としては、「世間の人びとの理解不足」が58.1%で最も高く、「働ける場所や機会が少ない」が48.6%、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」「学校での受入体制が不十分」「施設等でのいじめや虐待」が20%台で続いている。

上位の5つの中で、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」は前回より約2ポイント低くなっているが、他の4つは6～7ポイント高くなっている。また、「地域社会の行事などから排除」と「地域での福祉サービスが不十分」は前回よりそれぞれ6～10ポイント低くなっている。

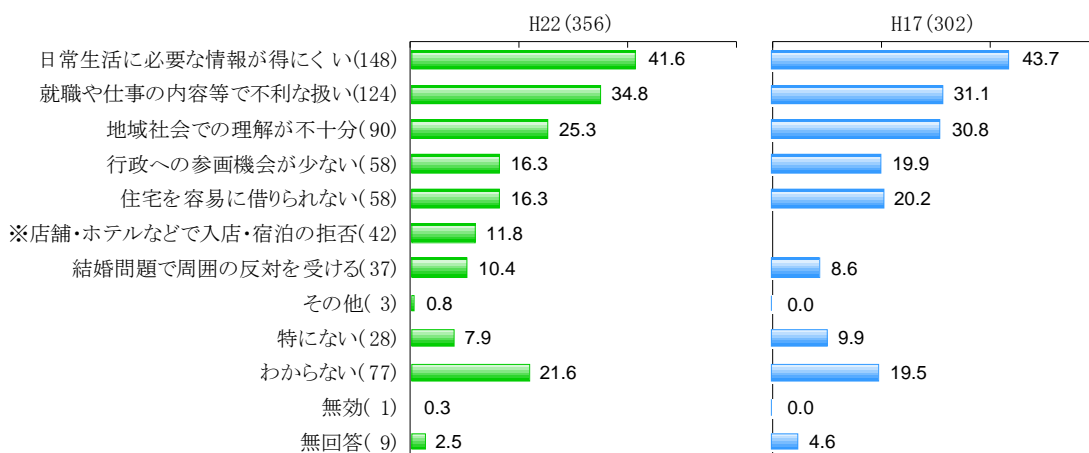
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「働ける場所や機会が少ない」「世間の人びとの理解不足」「施設等でのいじめや虐待」「学校での受入体制が不十分」では県全体より3～5ポイント高くなっている。また、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」は、前回とは逆に県全体(26.8%)より低くなっている。

5) 外国人に関する人権上の問題点

問13 日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。
(回答は3つまで)

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 実際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること |
| 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | 6. 住宅を容易に借りることができないこと |
| 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと | 7. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | 8. その他（具体的に：) |
| | 9. 特にない |
| | 10. わからない |

図13 外国人に関する人権上の問題点



外国人に関する人権上の問題点としては、「日常生活に必要な情報が得にくい」が41.6%で最も高く、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」が34.8%、「地域社会での理解が不十分」が25.3%が続いている。他は、10%台である。今回、新たに追加した「店舗・ホテルなどで入店・宿泊の拒否」は11.8%であった。

前回と比較すると、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」は4ポイント高くなっており、「地域社会での理解が不十分」では6ポイント、「行政への参画機会が少ない」と「住宅を容易に借りられない」では4ポイント低くなっている。

一方、「わからない」が20%を超え、これに「特にない」を合わせると29.5%となり、前回(29.4%)と同様に30%に近づいている。

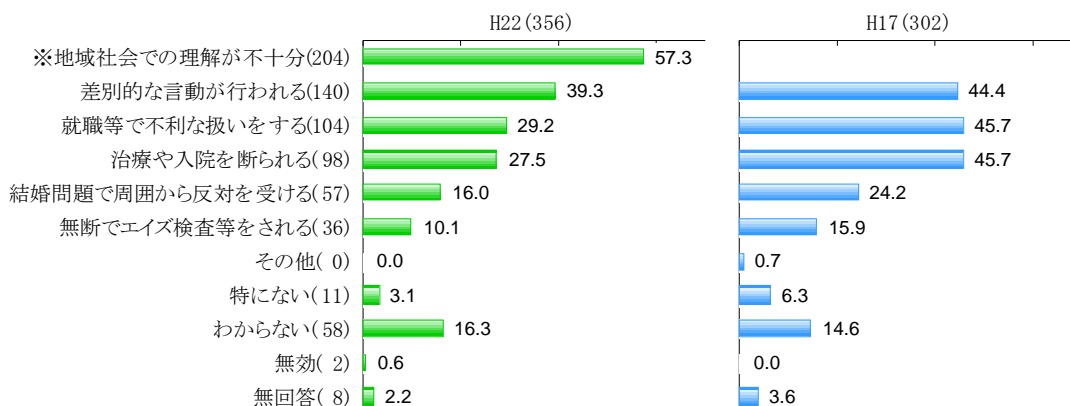
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「就職や仕事の内容等で不利な扱い」では県全体(30.6%)より本市の方が4ポイント、「住宅を容易に借りられない」(県全体13.0%)と「日常生活に必要な情報が得にくい」(県全体38.7%)とでは3ポイント高くなっている。

6) HIV感染者等に関する人権上の問題点

問14 HIV（エイズウイルス）感染者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。（回答は3つまで）

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | 6. 差別的な言動が行われること |
| 2. 結婚問題で周囲から反対を受けること | 7. その他（具体的に：) |
| 3. 就職・職場で不利な扱いをすること | 8. 特にない |
| 4. 治療や入院を断られること | 9. わからない |
| 5. 無断でエイズ検査等をされること | |

図14 HIV感染者等に関する人権上の問題点



HIV感染者等に関する人権上の問題点としては、今回新たに追加した「地域社会での理解が不十分」が57.3%で最も高く、「差別的な言動が行われる」が39.3%、「就職等で不利な扱いをする」と「治療や入院を断られる」が20%台で続いている。一方、「わからない」が多く、これに「特にない」を合わせると20%近くになっている。

前回と比較すると、「地域社会での理解が不十分」を追加したため、他は前回より低くなっており、特に、「就職等で不利な扱いをする」と「治療や入院を断られる」の2つは17～18ポイント低くなっている。

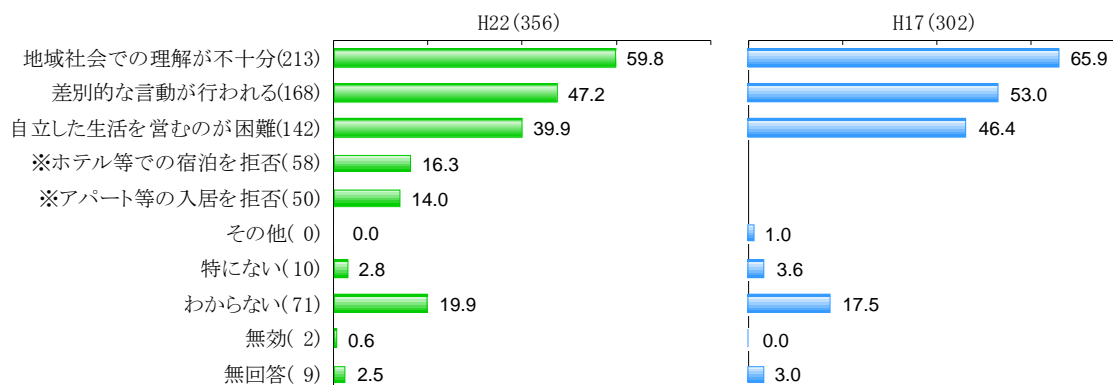
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「治療や入院を断られる」では県全体（22.5%）より本市の方が5ポイント高くなっている。

7) ハンセン病患者等に関する人権上の問題点

問15 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | 6. その他（具体的に：) |
| 3. 差別的な言動が行われること | 7. 特にない |
| 4. アパート等の入居を拒否されること | 8. わからない |

図15 ハンセン病患者等に関する人権上の問題点



ハンセン病患者等に関する人権上の問題点としては、「地域社会での理解が不十分」が59.8%で最も高く、「差別的な言動が行われる」が47.2%、「自立した生活を営むのが困難」が39.9%が続いている。今回、新たに加えた「ホテル等での宿泊を拒否」は16.3%、「アパート等の入居を拒否」は14.0%であった。一方、「わからない」は19.9%で、他の設問に比べて高く、「特にない」と合わせると20%を超えている。

前回と比較すると、上記2項目を加えたためか、「地域社会での理解が不十分」「差別的な言動が行われる」「自立した生活を営むのが困難」のいずれも6～7ポイント低くなっている。

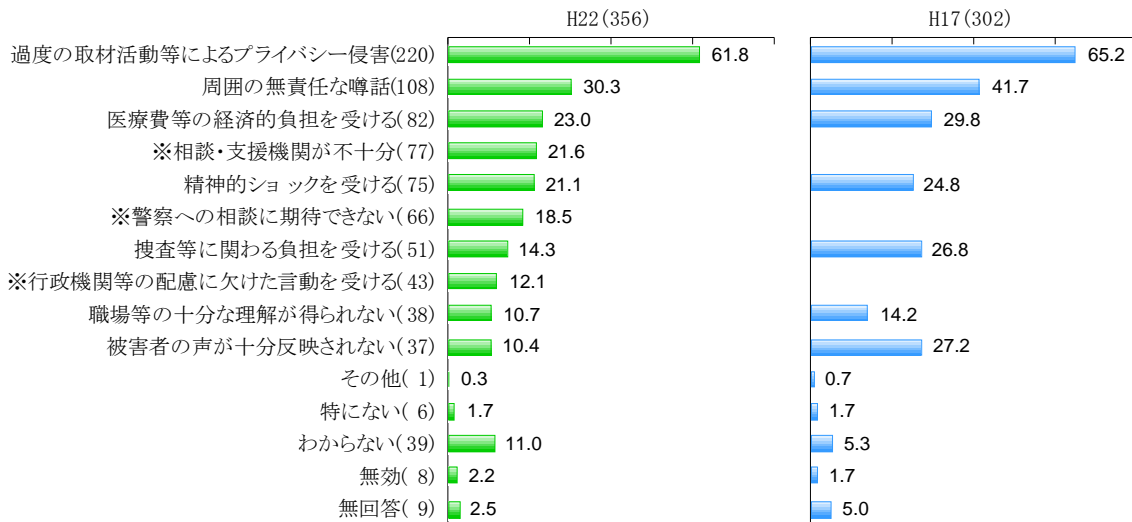
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「差別的な言動が行われる」では県全体（42.0%）より本市の方が5ポイント、「自立した生活を営むのが困難」でも県全体（36.2%）より4ポイント高くなっている。また、「わからない」は県全体（22.8%）より3ポイント低い。

8) 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

問16 犯罪被害者等に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること | 7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと |
| 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | 8. 捜査や裁判にかかわって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること |
| 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること | 9. 相談等に訪れた行政機関等から配慮に欠けた言動を受けること |
| 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること | 10. 被害者に対する相談・支援機関が十分でないこと |
| 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと | 11. その他(具体的に:) |
| 6. 警察に相談しても期待どおりの結果が得られないこと | 12. 特にない |
| | 13. わからない |

図16 犯罪被害者等に関する人権上の問題点



犯罪被害者等に関する人権上の問題点としては、「過度の取材活動等によるプライバシー侵害」が最も高く60%を超えており、「周囲の無責任な噂話」が30.3%、「医療費等の経済的負担を受ける」「相談・支援機関が不十分」「精神的ショックを受ける」が20%台で続く。他は、10%台である。今回、新たに「相談・支援機関が不十分」「警察への相談に期待できない」「行政機関等の配慮に欠けた言動を受ける」の3項目を加えたが、それぞれ21.6%、18.5%、12.1%であった。

前回は「過度の取材活動等によるプライバシー侵害」「周囲の無責任な噂話」「医療費等の経済的負担を受ける」の順であったが、全ての項目で前回より低くなっている。特に、「被害者の声が十分反映されない」「捜査等に関わる負担を受ける」「周囲の無責任な噂話」は前回よりそれぞれ17、13、11ポイントも低くなっている。また、「わからない」は11.0%で、前回の5.3%より6ポイント高くなっている。

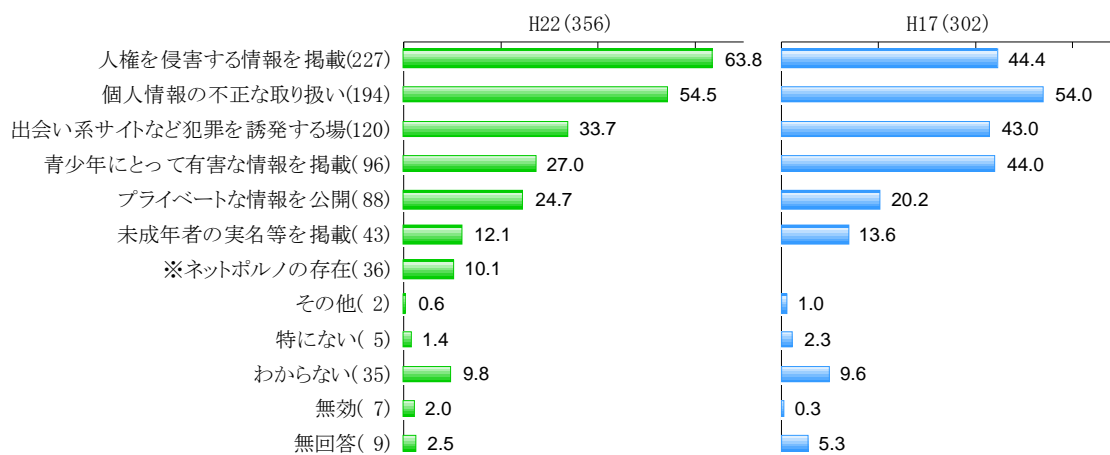
県全体と比較すると大きな差は見られないが、「周囲の無責任な噂話」では県全体(34.4%)より本市の方が4ポイント低く、「行政機関等の配慮に欠けた言動を受ける」では県全体(8.8%)より3ポイント高くなっている。

9) インターネットを悪用したことによる人権上の問題点

問17 インターネットを悪用したことで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(回答は3つまで)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること |
| 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること | 7. ネットポルノ（インターネット上のわいせつ画像）が存在していること |
| 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出（紛失）すること | 8. その他（具体的に：) |
| 4. 出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）など犯罪を誘発する場となっていること | 9. 特にない |
| 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること | 10. わからない |

図17 インターネットを悪用したことによる人権上の問題点



インターネットを悪用したことによる人権上の問題点では、今回、「ネットポルノの存在」の1項目を追加したが、「人権を侵害する情報を掲載」が63.8%で最も高く、次に、「個人情報の不正な取り扱い」が54.5%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場」が33.7%、「青少年にとって有害な情報を掲載」と「プライベートな情報を公開」が20%台で続いている。今回、回答項目に加えた「ネットポルノの存在」は10.1%と最も低い。

前回と比較すると、前回44.4%であった「人権を侵害する情報を掲載」が19ポイント高く、「個人情報の不正な取り扱い」も1ポイント高いが、他はいずれも前回より低い。特に、「青少年にとって有害な情報を掲載」は17ポイント、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場」は9ポイント低くなっている。

県全体と比較すると大きな差は見られないが、「個人情報の不正な取り扱い」は県全体の49.2%（前回53.8%）より本市の方が5ポイント高くなっている。

10) 医療の現場における患者に関する人権上の関心事項

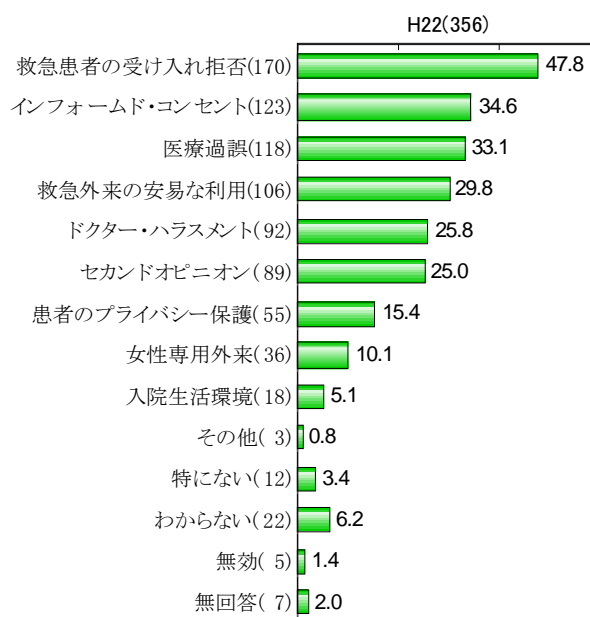
問18 医療の現場における患者に関することで、人権上特に関心があると思われるのはどれですか。
(回答は3つまで)

- | | |
|--|---|
| 1. 医師から治療について、その方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（インフォームド・コンセント） | 6. 医療過誤（医療ミス） |
| 2. 診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン） | 7. 入院生活環境 |
| 3. 救急患者の受け入れ拒否 | 8. 医師及び医療従事者による心痛める言動（ドクター・ハラスメント） |
| 4. 救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態 | 9. 女性専用外来（女性を対象にした窓口を設けて、女性医師が診察に当たること） |
| 5. 医療の現場における患者のプライバシー保護 | 10. その他（具体的に：) |
| | 11. 特にない |
| | 12. わからない |

医療の現場における患者に関する人権上の関心事項では、「救急患者の受け入れ拒否」が47.8%で最も高く、「インフォームド・コンセント」と「医療過誤」が30%台、「救急外来の安易な利用」「ドクター・ハラスメント」「セカンドオピニオン」が20%台で続いている。

県全体と比較すると大きな差は見られないが、「ドクター・ハラスメント」（県全体21.9%）と「セカンドオピニオン」（県全体21.7%）は本市の方がそれぞれ4、3ポイント高くなっている。

図18 医療の現場における患者に関する人権上の関心事項



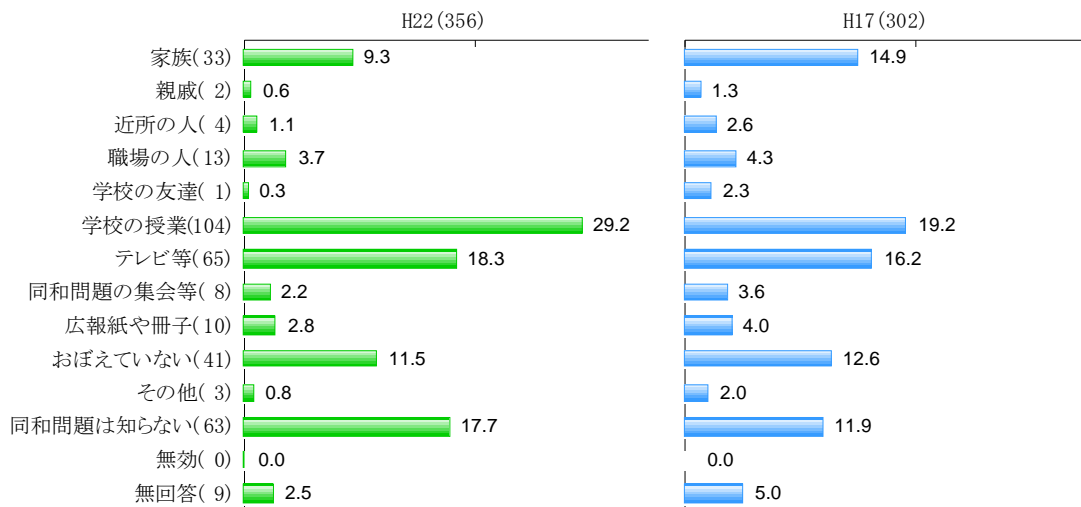
3 同和問題について

1) 同和問題を認知した方法

問19 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。(回答は1つ)

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った |
| 2. 親戚の人から聞いた | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| 3. 近所の人から聞いた | 9. 県や市町の広報紙や冊子などで知った |
| 4. 職場の人から聞いた | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| 5. 学校の友達から聞いた | 11. その他(具体的に:) |
| 6. 学校の授業で教わった | 12. 同和問題は知らない |

図19-1 同和問題を認知した方法

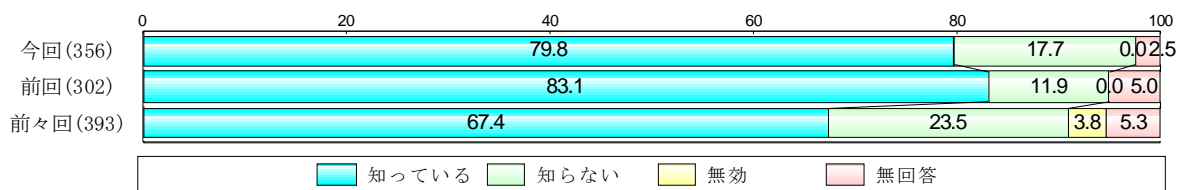


同和問題について認知した方法の中では、「学校の授業」が29.2%で最も高く、次に「テレビ等」が18.3%で続いている。他は、10%未満である。

前回と比較すると、「学校の授業」は前回より10ポイント高くなり、逆に、「家族」は前回より6ポイント低くなっている。

県全体と比較すると、「学校の授業」で県全体の22.5%より7ポイント高く、「家族」で県全体の11.8%より3ポイント低くなっている。他は、大きな差はない。

図19-2 同和問題の認知率



同和問題の認知率は、前回の83.1%より約3ポイント低くなっているが、今回は79.8%と約8割の人が認知している。これは、前々回の67.4%に比べると、12.4%高くなっている。

県全体では「知らない」が17.6%、認知率は78.4%（前々回62.3%、前回78.2%）で、本市とほとんど変わらない。

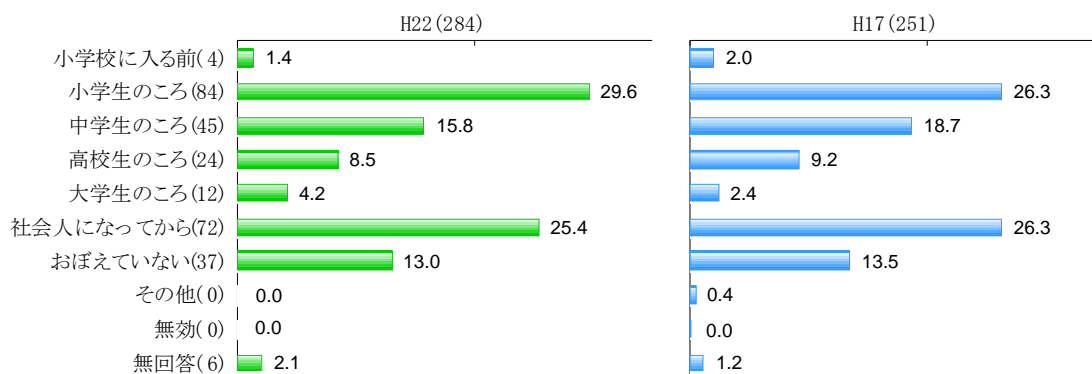
なお、前々回は、[認知の有無]、[認知した方法(きっかけ)]、[認知した時期]の順で調査したが、前回及び今回の設問は、最近の全国や他県の調査の手法を取り入れて設定している。

2) 同和問題を認知した時期

問20 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。(回答は1つ)

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 小学校に入る前 | 5. 大学生のころ |
| 2. 小学生のころ | 6. 社会人になってから |
| 3. 中学生のころ | 7. はっきりとおぼえていない |
| 4. 高校生のころ | 8. その他 |

図20 同和問題を認知した時期



同和問題を認知した時期については、「小学生のころ」が29.6%で最も高く、「社会人になってから」(25.4%)、「中学生のころ」(15.8%)、「高校生のころ」(8.5%)の順になっている。「おぼえていない」は13.0%で、前回の13.5%と変わらない。

前回は、「小学生のころ」と「社会人になってから」がともに26.3%であったが、今回は「小学生のころ」が前回より3ポイント高く、「中学生のころ」が3ポイント低くなっている。

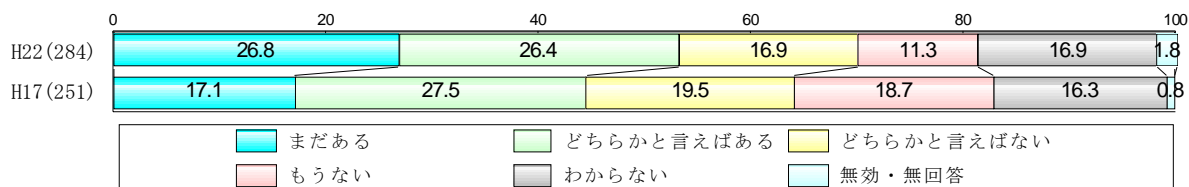
県全体では、「社会人になってから」(28.0%)、「小学生のころ」(25.4%)の順になっており、若干の違いが見られる。「おぼえていない」は県全体では16.3%であった。

3) 差別意識の有無

問21 あなたは、被差別部落への差別意識はまだあると思いますか。(回答は1つ)

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. まだあると思う | 4. もうないと思う |
| 2. どちらかと言えば、あると思う | 5. わからない |
| 3. どちらかと言えば、ないと思う | |

図21 差別意識の有無



差別意識の有無については、「まだある」が「どちらかと言えばある」よりやや高く、2つを合わせた「ある」は53.2%と半数を超え、「もうない」と「どちらかと言えばない」を合わせた「ない」の28.2%より25ポイント高い。

「ない」は前回の38.2%より10ポイント低く、その分「まだある」が高くなっている。

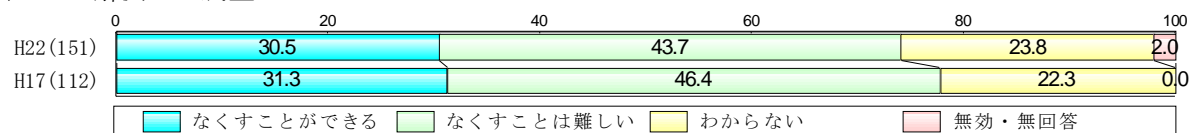
県全体では「ある」が50.2%（「まだある」24.2%、「どちらかと言えばある」26.0%）となっており本市の方が3ポイント高く、「ない」は30.5%（「もうない」13.2%、「どちらかと言えばない」17.3%）で本市の方が2ポイント低い。

4) 解決への展望

問21-2 それは近い将来なくすことができると思いますか。(回答は1つ)

- | | |
|--------------|----------|
| 1. なくすことができる | 3. わからない |
| 2. なくすことは難しい | |

図21-2 解決への展望



解決への展望では、「なくすことは難しい」が43.7%で最も高く、「なくすことができる」の30.5%より13ポイント高い。

前回と比較すると、「なくすことは難しい」が3ポイント、「なくすことができる」が1ポイント低くなり、その分、「わからない」と無回答が高くなっている。前問（差別意識の有無）と合わせて考えると、前回同様に3人に1人が差別意識の存在を認めているだけでなく、将来についても悲観的に捉えている。

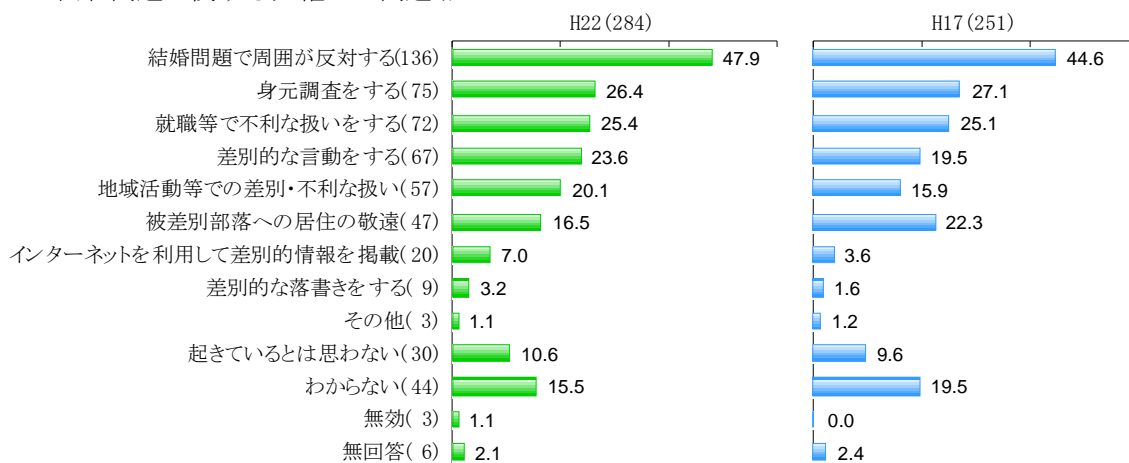
県全体と比較すると、「なくすことは難しい」は県全体(47.2%)より4ポイント低く、「わからない」が県全体(20.9%)より3ポイント高くなっている。

5) 同和問題に関する人権上の問題点

問22 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1. 結婚問題で周囲が反対すること | 7. 被差別部落への居住の敬遠 |
| 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| 3. 差別的な言動をすること | 9. その他(具体的に:) |
| 4. 差別的な落書きをすること | 10. 特に起きているとは思わない |
| 5. 身元調査をすること | 11. わからない |
| 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | |

図22 同和問題に関する人権上の問題点



同和問題に関する人権上の問題点としては、「結婚問題で周囲が反対する」が47.9%で最も高く、次いで「身元調査をする」「就職等で不利な扱いをする」「差別的な言動をする」「地域活動等での差別・不利な扱い」が20%台、「被差別部落への居住の敬遠」が10%台で続いている。その一方で、「起きているとは思わない」と答えた人が10.6%、また、「わからない」と答えた人も15.5%いた。

前回に比べて、「被差別部落への居住の敬遠」が6ポイント、「わからない」が4ポイント低くなり、「差別的な言動をする」と「地域活動等での差別・不利な扱い」が4ポイント、「結婚問題で周囲が反対する」と「インターネットを利用して差別的情報を掲載」が3ポイント高くなっている。

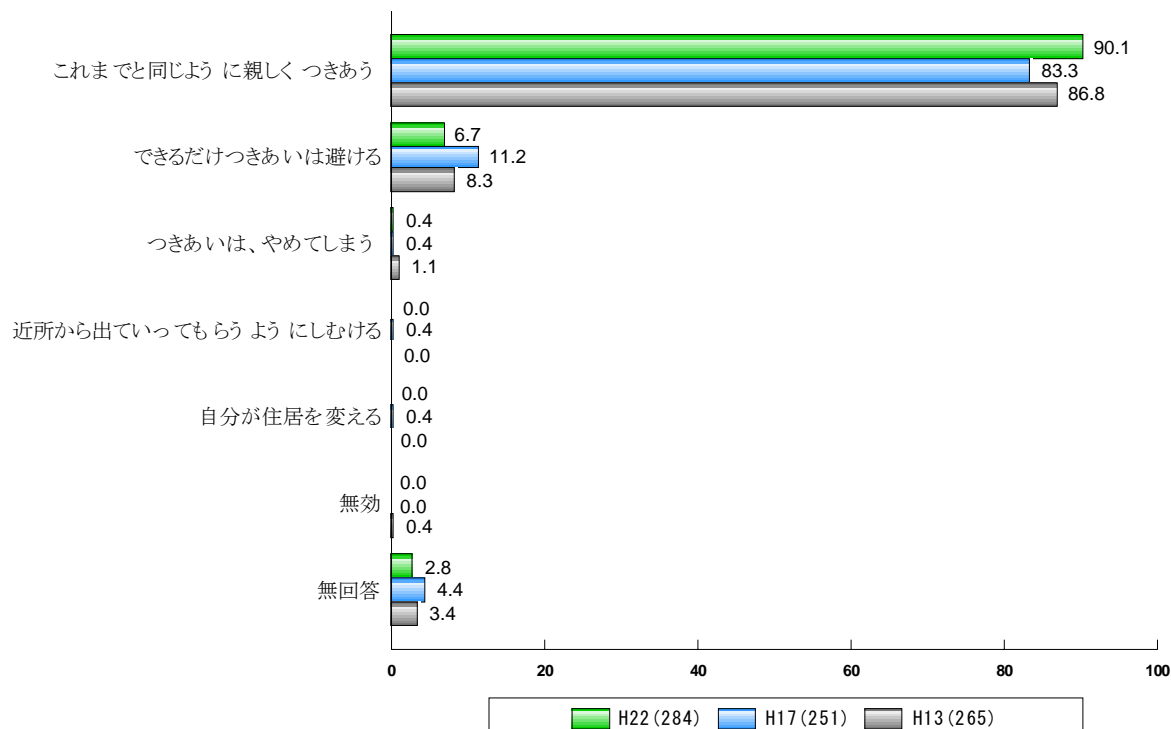
県全体と比較すると、県全体では「結婚問題で周囲が反対する」(43.1%)が前回(44.4%)よりやや低くなっており、本市と逆の傾向が見られたが、「被差別部落への居住の敬遠」は本市と同様に6ポイント低くなっている。

6) 隣近所との交際

問23 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人が、何等かの理由で、被差別部落の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。(回答は1つ)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. これまでと同じように親しくつきあう | 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける |
| 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避ける | 5. 自分が住居を変える |
| 3. つきあいは、やめてしまう | |

図23 隣近所との交際



隣近所との交際については、「これまでと同じように親しくつきあう」が90.1%で、前々回の86.8%、前回の83.3%より高く、逆に、「できるだけつきあいは避ける」は6.7%と前々回の8.3%及び前回の11.2%より低く、「つきあいは、やめてしまう」も0.4%で前々回の1.1%より低くなっている。

「近所から出ていってもらうようにしむける」と「自分が住居を変える」は、前回どちらも0.4%であったが、今回は0%である。

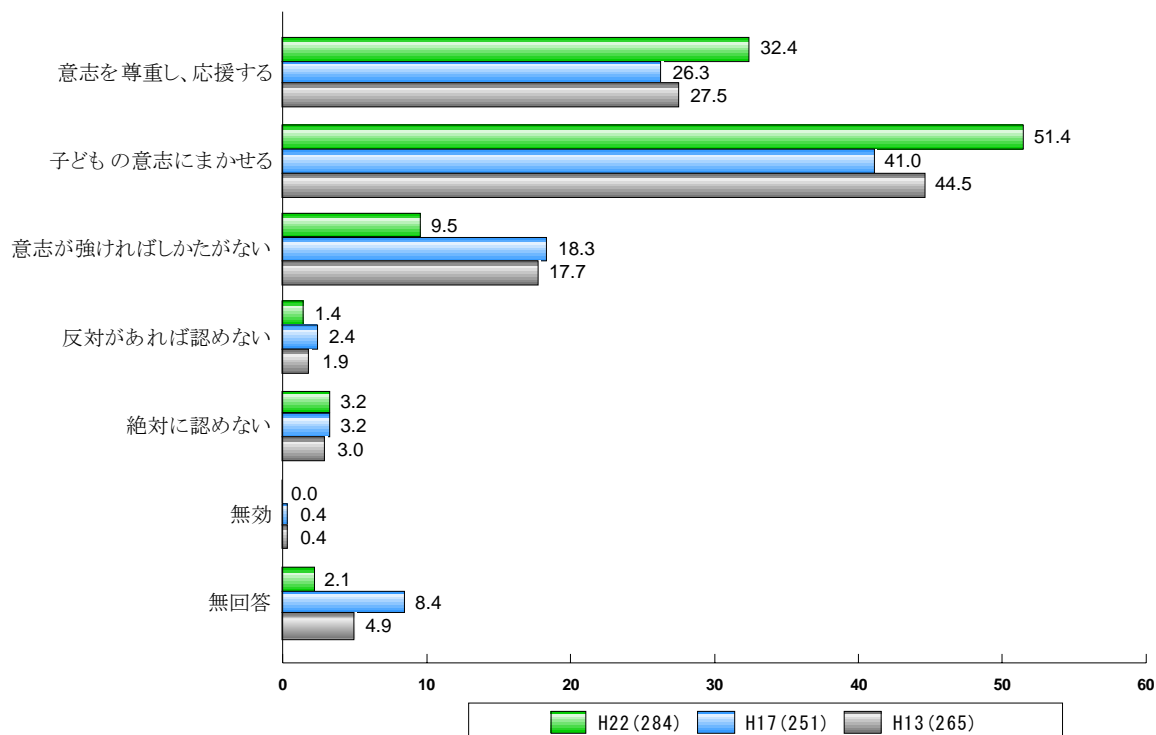
県全体では、「これまでと同じように親しくつきあう」が87.0%、「できるだけつきあいは避ける」が9.8%、「つきあいは、やめてしまう」が0.4%、「近所から出ていってもらうようにしむける」が0%、「自分が住居を変える」が0.1%となっており、「これまでと同じように親しくつきあう」では本市の方が3ポイント高く、「できるだけつきあいは避ける」では3ポイント低くなっている。

7) 結婚に対する態度

問24 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落の出身であると知った場合、あなたはどのようにしますか。(回答は1つ)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 子どもの意志を尊重し、親として応援をする | 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない |
| 2. 子どもの意志にまかせる | 5. 結婚を絶対に認めない |
| 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない | |

図24 結婚に対する態度



結婚に対する態度については、「子どもの意志にまかせる」が51.4%で最も高く、次いで「意志を尊重し、応援する」が32.4%となっている。「反対があれば認めない」と「絶対に認めない」を合わせた「認めない」は、4.6%となる。

「意志を尊重し、応援する」と「子どもの意志にまかせる」は、前々回、前回より高くなっており、「意志が強ければしかたがない」は、前々回、前回よりそれぞれ8、9ポイント低くなっている。「反対があれば認めない」と「絶対に認めない」は、前々回、前回とあまり差はない。

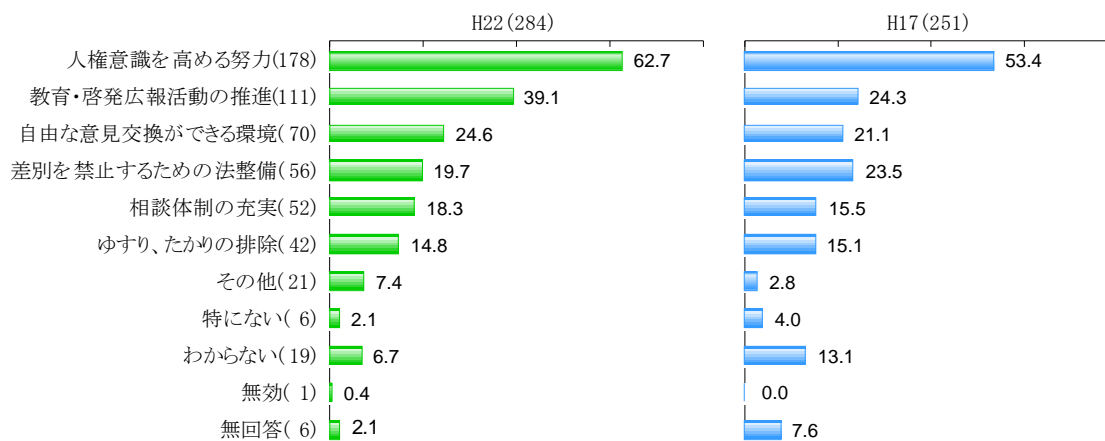
県全体と比較すると、「意志を尊重し、応援する」(県全体28.6%)と「子どもの意志にまかせる」(県全体47.4%)はどちらも本市の方が4ポイント高く、「意志が強ければしかたがない」(県全体16.3%)は7ポイント低い。

8) 同和問題の解決に必要なこと

問25 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする | 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う |
| 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる | 6. 同和問題を口実としたゆすり、たかりを排除する |
| 3. 同和問題にかかわる相談体制を充実する | 7. その他(具体的に:) |
| 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する | 8. 特にない |
| | 9. わからない |

図25 同和問題の解決に必要なこと



同和問題の解決に必要なことについては、「人権意識を高める努力」が62.7%で最も高く、「教育・啓発広報活動の推進」が39.1%、「自由な意見交換ができる環境」と「差別を禁止するための法整備」が20%台で続いている。

前回と比較すると、「人権意識を高める努力」は9ポイント、「教育・啓発広報活動の推進」は15ポイント高くなっている。「差別を禁止するための法整備」は4ポイント低くなり、前回の3位から4位となっている。また、「わからない」は前回より6ポイント低い。

県全体と比較すると、数値に多少の違いは見られるが、ほぼ同じ傾向を示している。

4 人権教育・啓発の取り組みについて

1) 「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度

問26 長崎県では、平成18年3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいますが、あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(回答は1つ)

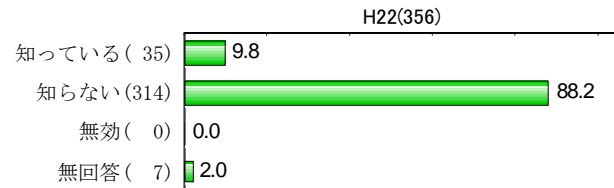
1. 知っている

2. 知らない

「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度については、「知っている」は9.8%で、「知らない」は88.2%であった。

県全体と比較すると、県全体では「知っている」が13.6%で、本市の方が4ポイント低い。逆に、「知らない」(県全体83.4%)は5ポイント高くなっている。

図26 基本計画の認知度



2) 人権尊重社会実現のために必要な施策

問27 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(回答はいくつでも)

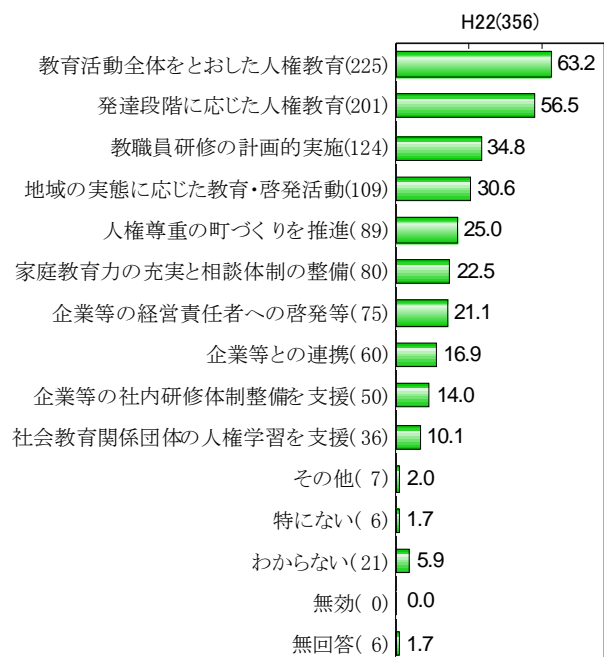
1. 学校教育活動全体をととした人権教育を推進する
2. 子どもの発達段階に応じた人権教育を推進する
3. 教職員研修を計画的に実施する
4. 各市町と連携し、地域の実態に応じた人権教育・啓発活動を充実する
5. 社会教育関係団体の人権学習を支援する
6. 家庭教育力の充実と家庭教育相談体制を整備する
7. 企業等の経営責任者への啓発や人権啓発推進指導者養成講座などを実施する

8. 企業等の社内研修体制の整備を支援する
9. 企業や人権関係団体、NPOなどの連携のもと実効ある取り組みを推進する
10. 人権尊重の町づくりを推進する
11. その他(具体的に:)
12. 特にない
13. わからない

人権が尊重される社会を実現するための施策については、「教育活動全体をととした人権教育」が63.2%と最も高く、「発達段階に応じた人権教育」も50%を超えている。次いで「教職員研修の計画的実施」と「地域の実態に応じた教育・啓発活動」が30%台、「人権尊重の町づくりを推進」「家庭教育力の充実と相談体制の整備」「企業等の経営責任者への啓発等」が20%台で続いている。

県全体と比較すると、「教育活動全体をととした人権教育」(県全体58.2%)、「発達段階に応じた人権教育」(県全体51.5%)、「教職員研修の計画的実施」(県全体30.9%)の上位3つは4~5ポイント高くなっているが、「人権尊重の町づくりを推進」(県全体28.7%)、「社会教育関係団体の人権学習を支援」(県全体13.4%)、「地域の実態に応じた教育・啓発活動」(県全体33.3%)では3~4ポイント低い。

図27 人権尊重社会実現のために必要な施策

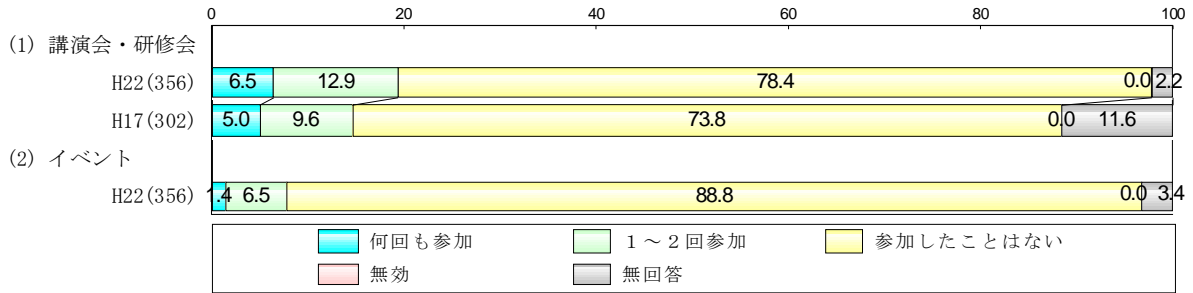


3) 啓発活動への接触度

問28 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)(2)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 講演会・研修会	(2) 人権フェスティバルなどのイベント
1. 何回も参加した	3. 参加したことはない
2. 1～2回参加した	

図28 啓発活動への接触度



「参加したことがある」とは、「何回も参加した」と「1～2回参加した」を合わせたものを示す。

(1) 講演会・研修会に参加したことがある人は、19.4%

(2) 人権フェスティバルなどのイベントに参加したことがある人は、7.9%

である。

講演会・研修会に「参加したことがある」は、前回の14.6%より5ポイント高く、「参加したことはない」も5ポイント高い。これは、無回答が前回より9ポイント低くなったためと考えられる。

人権フェスティバルなどのイベントについては、今回新たに加えた事項であるが、「参加したことがある」は7.9%と、10%を切っている。

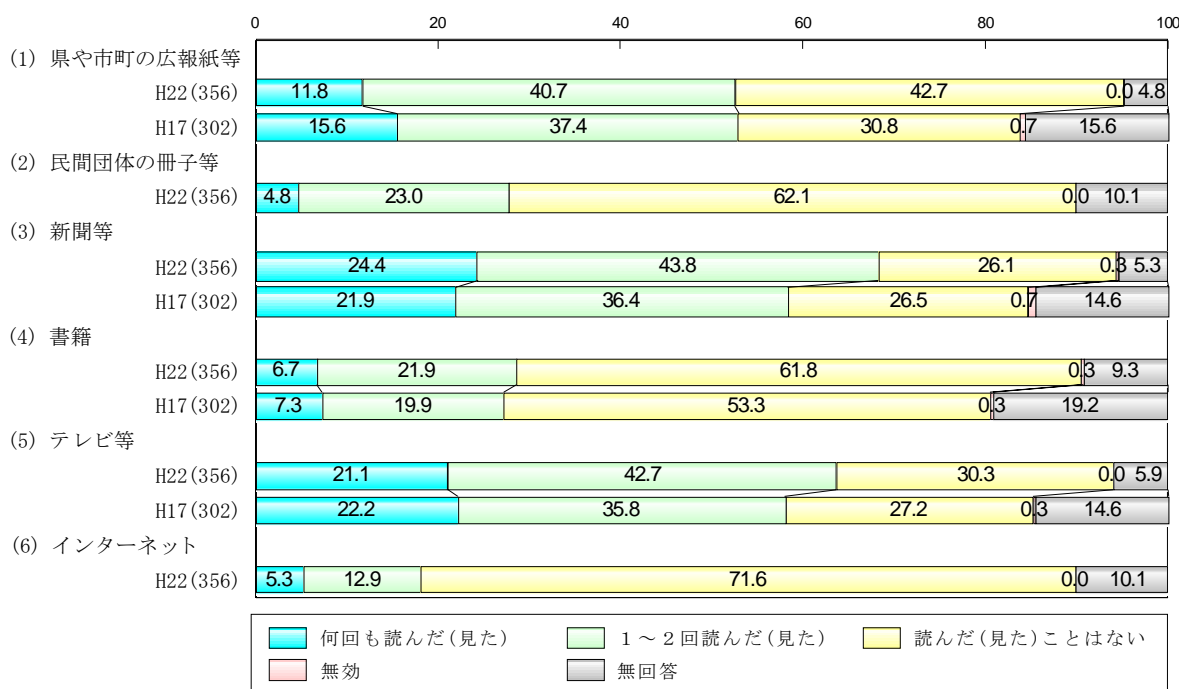
県全体では、講演会や研修会に「参加したことがある」は23.1%で本市の方が4ポイント低く、イベントについても「参加したことがある」は8.8%で本市の方がやや低い。

4) 人権情報を提供する媒体への接触度

問29 あなたは、新聞や雑誌などの人権に関連した記事を読んだことがありますか。次の(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(回答は1つずつ)

(1) 県や市町の広報紙・パンフレット等	(4) 書籍
(2) 民間団体の冊子・パンフレット等	(5) テレビ・ラジオ・映画・ビデオ
(3) 新聞・雑誌・週刊誌	(6) インターネット (ホームページ等)
1. 何回も読んだり、見たりした	3. 読んだり、見たりしたことはない
2. 1～2回読んだり、見たりした	

図29 人権情報を提供する媒体への接触度



「読んだ(見た)ことがある」とは「何回も読んだ(見た)」と「1～2回読んだ(見た)」を合わせたものを示す。

- (1) 県や市町の広報紙・パンフレット等を読んだことがある人は、52.5%
 - (2) 民間団体の冊子・パンフレット等を読んだことがある人は、27.8%
 - (3) 新聞・雑誌・週刊誌を読んだことがある人は、68.3%
 - (4) 書籍を読んだことがある人は、28.7%
 - (5) テレビ・ラジオ・映画・ビデオを見たことがある人は、63.8%
 - (6) インターネット(ホームページ等)を見たことがある人は、18.3%
- である。

県や市町の広報紙等、テレビ等、新聞等を「読んだり見たりしたことがある」は50%を超えており、民間団体の冊子等や書籍を「読んだことがある」は30%に近く、インターネット(ホームページ等)を「見たことがある」はほぼ20%である。

前回と比較すると、県や市町の広報紙等を「何回も読んだ」は低くなっているが、新聞等は高くなっている。また、県や市町の広報紙等と書籍を「読んだことがある」はあまり差はないが、新聞等とテレビ等を「読んだり見たりしたことがある」は高くなっている。

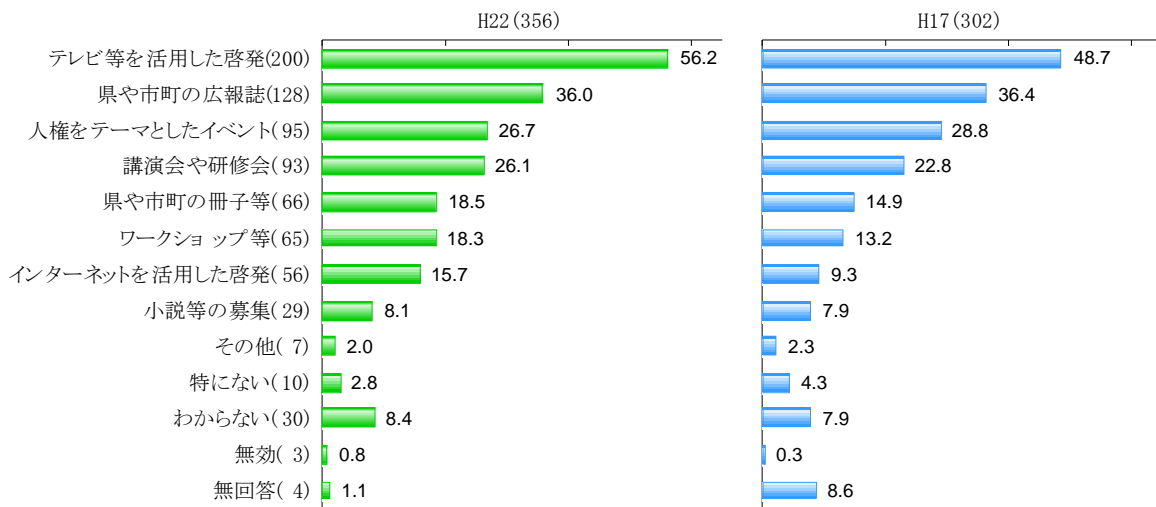
県全体と「読んだ(見た)ことがある」を比較すると、書籍(県全体25.2%)とインターネット(県全体14.8%)では4ポイント、新聞等(県全体66.8%)では2ポイント高くなっているが、県や市町の広報紙等(県全体55.1%)、民間団体の冊子等(県全体30.0%)、テレビ等(県全体64.9%)では1～3ポイント低い。

5) 効果的な社会教育・啓発広報活動

問30 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような社会教育・啓発広報活動が効果的であると思いますか。(回答は3つまで)

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 講演会や研修会 | 7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発 |
| 2. ワークショップ(参加型学習)やフィールドワーク(現地学習) | 8. インターネット(ホームページ、メールマガジンなど)を活用した啓発 |
| 3. 人権をテーマとしたイベント | 9. その他(具体的に:) |
| 4. 人権に関する小説、作文、標語などの募集 | 10. 特になし |
| 5. 県や市町の広報紙 | 11. わからない |
| 6. 県や市町の冊子、パンフレット、掲示物(ポスターなど) | |

図30 効果的な社会教育・啓発広報活動



効果的な社会教育・啓発広報活動では、「テレビ等を活用した啓発」が56.2%で最も高く、「県や市町の広報紙」が36.0%、「人権をテーマとしたイベント」と「講演会や研修会」が20%台で続いている。「小説等の募集」を除けば、他は10%台である。

前回と比較すると、順位は変わらないが、「テレビ等を活用した啓発」は8ポイント、「インターネットを活用した啓発」と「ワークショップ等」も5～6ポイント高くなっている。

県全体では、「講演会や研修会」(29.4%)の方が「人権をテーマとしたイベント」(26.8%)より高くなっている。また、「テレビ等を活用した啓発」(県全体49.8%)では6ポイント、「インターネットを活用した啓発」(県全体10.4%)では5ポイント本市の方が高いが、「講演会や研修会」(県全体29.4%)は3ポイント低くなっている。

6) 人権教育啓発センターに期待する取組

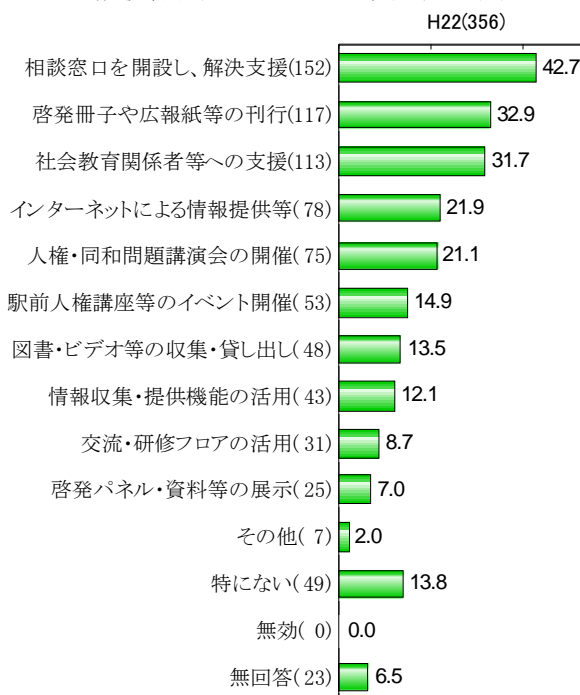
問31 県は、一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設として、平成17年4月に「長崎県人権教育啓発センター」を開設しました。現在、「長崎県人権教育啓発センター」では次のような取り組みを行っていますが、その中で力を入れてほしいものはどれですか。(回答はいくつでも)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 人権・同和問題講演会の開催 | 7. 社会教育関係者や企業・団体職員、行政職員などを対象にした教育・研修活動の支援 |
| 2. 人権に関する啓発冊子や広報紙等の刊行 | 8. 相談窓口を開設し、人権問題などの解決を支援 |
| 3. インターネット（ホームページ等）を活用した情報提供や啓発活動 | 9. 図書・ビデオライブラリーや情報収集・提供機能を活用した学習や研修活動の支援 |
| 4. 「ながさき駅前人権講座」や「駅前じんけん映画館」等のイベントの開催 | 10. 交流・研修フロアの活用により、人権をキーワードにした交流と連携活動などの支援 |
| 5. 人権に関する図書や啓発ビデオなどの資料の収集・貸し出し | 11. その他（具体的に：) |
| 6. 啓発パネルや啓発資料、ユニバーサルデザイン商品などの展示 | 12. 特にない |

人権教育啓発センターが力を入れてほしい取り組みでは、「相談窓口を開設し、解決支援」が42.7%で最も高く、「啓発冊子や広報紙等の刊行」と「社会教育関係者等への支援」が30%台、「インターネットによる情報提供等」と「人権・同和問題講演会の開催」が20%台で続く。「交流・研修フロアの活用」と「啓発パネル・資料等の展示」は10%未満であった。「特にない」と無回答を合わせると20.3%と20%を超えている。

県全体と比較すると、「インターネットによる情報提供等」（県全体17.3%）で5ポイント、「駅前人権講座等のイベント開催」（県全体10.6%）で4ポイント本市の方が高いが、「人権・同和問題講演会の開催」（県全体24.9%）と「交流・研修フロアの活用」（県全体12.2%）では4ポイント低くなっている。

図31 人権教育啓発センターに期待する取組



7) 長崎県の人権尊重度

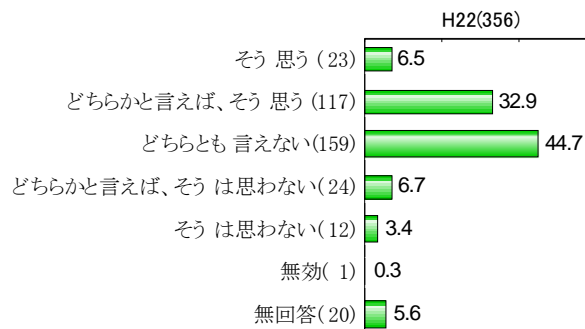
問32 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県だと思いますか。(回答は1つ)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. そう思う | 4. どちらかと言えば、そうは思わない |
| 2. どちらかと言えば、そう思う | 5. そうは思わない |
| 3. どちらとも言えない | |

長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますかについては、「そう思う」が6.5%、「どちらかと言えば、そう思う」が32.9%、これらを合わせた「思う」は39.3%となる。

県全体と比較すると大きな差は見られないが、県全体では「そう思う」は8.7%で本市の方が2ポイント低く、「どちらかと言えば、そうは思わない」と「そうは思わない」を合わせた「思わない」は本市では10.1%で、県全体の8.4%より高い。

図32 長崎県の人権尊重度



5 国や県、市町に対する意見や要望

問33 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題の解決及び人権尊重などについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

回答者総数356名のうち回答した人は87名（24.4%）であり、前回の16.9%より8ポイント高くなっており、意識調査への関心の高さが数の上で現れている。

寄せられた意見等には、行政に対する意見・要望に限らず、人権問題に関わる様々な提言や意見も多くあった。ここでは、寄せられた87件の「意見・要望」の中から特徴的なものを選び、掲載している。

なお、掲載に際しては、原則として原文のままとし、回答者の性・年齢・職業を付した。ただし、明らかな誤字は訂正し、現在はあまり使用されていない漢字表現などは原文の内容を損ねない範囲で現代風に改めている。

◎ 差別や偏見を持つことなく平等という考え方を持つためには、小さい頃からの家庭や学校の教育が大切だと思います。「人類、皆平等」という考えを付け焼き刃的に教育するのではなく、時間をかけて取り組んでいただきたい。実際、私は皆平等と常々思っているのに、問23、24には回答に悩みました。弱い立場の人が暮らしやすい世の中になりますよう、心より願っております。

（女性/50歳代/企業等の勤め人）

◎ 人権問題等に関して教育を行うことが諸刃の剣であることを考慮してほしい。特に同和問題については教育する人の視点が、教え方に大きく表れていたように思う。何も知らないで生活していた私にとって、当時あの話（同和関連の話）を聞いたときは驚いたし、知らなくてもよかったのではないかと感じた。啓発冊子の刊行等は、ほとんど効果がないと思う。家のポストに入っている目を通す人はわずかなのでは。それよりは、人目につくポイントでイベントを開催するのがよいのではないか。現在、県内に人権に関して相談できる場所があるのかさえ私は知らない。あるのであれば、広く知ってもらえるよう広告すべきだし、ないのであれば至急そのような制度、場所を整えていただきたいと思う。

（男性/20歳代/学生）

◎ 普段の生活の中で、あまり人権について深く考えることのない環境にあります。それは、ある意味、私はとても恵まれた中にいるんだなとも思われました。しかし、このアンケートにあるように多くの種類？の人権問題が存在し、いつ自分も巻き込まれるか分かりませんよね？例えば、犯罪被害者になるかもしれないし、いつかは高齢者になります。そのときに悩んだ場合、どう対処すればいいか家族等に相談しただけでは解決しない場合、行政は何をしてくれるのか等をもっと考えてくださることを希望します。それと私自身、小学

校3、4年生の頃だったか、授業の中で初めて同和問題について知りました。「へえ、そんな気にする事ないのにね」くらいの感想を持ったことを覚えてるんですが、20数年たった今も、その授業があったということを覚えているし、その授業がなかったら、今も知らなかったかもしれません。家庭でそういうことを教えるのは、なかなか難しいように思えるので、なるべく小さいうちから教育現場でこれらの問題について考えてみる機会を子供たちに持たせることは大事じゃないかな、と思います。

（女性/30歳代/主婦(夫)）

◎ 書面ばかりでのやりとりではなく、人権問題で悩んでいる方、困っている方に直接向き合って（面接、カウンセリング等）問題の解決に協力するようにしてほしい。自分たちが直接動いてください。大きな問題や事故、事件が起きてからの対応でなく、一件でも解決できたらいいと思います。あまりきれい事ばかりを言っても解決しないことが多いので、みんなの代表として権利執行をしていっていいと思います。長崎県は外国人の方々の訪問、滞在も多いので全国の中でもいろんな人権問題に積極的な県になっていけたらいいと思います。

（女性/30歳代/自営業者）

◎ 同和等、小学生の時からきちんと教えていくのが大事ではないか。「寝た子を起こすな！」ではなく、不合理的な差別問題が実際起こっているということをきちんと教えておくべきと思う。

（男性/40歳代/企業等の勤め人）

◎ 女性が働きやすくするために、いろいろな取り組みがされてはいますが、まだまだ改善すべきところはあります。今、いろいろな情報などが入手でき、子供も大人と同じように、インターネットや携帯サイトを利用してきて、犯罪に巻き込

まれることが増えてきています。親である私たちも子供たちを守らなければいけません、国や県などもそういうことに対応、対処できるよう取り組んでほしいです。

(女性/40歳代/パート等)

- ◎ 同和問題について、何となくは知っているつもりだが、長崎県内にも同和問題があるということは知らなかった。自分の人権がいざ侵害されてみないと人は誰でも(?)人権について日頃意識するということはないのではないだろうか?”人権尊重”という意識を広め、また高めていくためには、まず今起きている人権問題をできるだけ多くの人に知らせることが必要ではないでしょうか。また、知らせる方法として、イベントの開催などは好ましくないと思います(人権に対し、そもそも意識の高い人しか見にこない)。人権なんか全く興味のない人にも広まるよう、CM広告や新聞広告などを使ってはいかがでしょうか?本気で”人権意識”のレベルアップを目指すなら、小～高校生に対して、フィールドワークというかたちで取り組ませることが必要だと思います。国や市といった役所ががんばることも大切ですが、既により活動をしている人権団体に対して資金援助をしたり、あるいはフィールドワークの企画、実施を行ってもらうのはいかがでしょうか(グリーンコープ等)。児童相談所の職員数が足りないとのこと、私も何かやってみたい気持ちが強くありますが、自分も子育て中の身で時間がありません。今から職員になるため大学で学び直すには難しい(時間的にも金銭的にも)。こんな自分でも何かできることがないでしょうか。私のような人間が具体的に何かできることがあればうれしいのですが。こういう人は結構いると思うのですが。

(女性/30歳代/主婦(夫))

- ◎ 人権尊重社会が、さらに構築されていくことは望ましい。期待と個人がどのように努力していくか等考えます。人権が守られる、尊重されることにのみ主義、主張ばかりではなく、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会を本当に実現させたいものです。このような相談窓口がありますよ。というメッセージを送ってください。その窓口から適切な窓口を紹介できる社会、社会の中で支援されている、実感される社会、心強く生きられる社会が更にできますように。

(女性/60歳代/無職)

- ◎ テレビや新聞などのメディアでは、興味がある人しか見ないと思うので、学校や会社等で研修や講座を行い、子供から大人までの全ての人参加し、人権・同和問題に取り組める体制を作してほしい。子供に、高齢者や障害のある方と接する機会を増やし、差別や生活の大変さを教える教育を学校等してほしい。子供から大人まで楽しみ

ながら学ぶことができるイベント等を開いてほしい。

(男性/20歳代/パート等)

- ◎ 私の職場(学校内)で、同和問題が大きな事案になることは、ほとんどありません。しかし、子供たち(生徒内)の人間関係がうまくいかず「いじめ」に発展しそうな場面は数多く見られます。近年、自己中心的な子供が増加傾向にあるように感じています。特に問題となりそうな子供の保護者と面談すると、家庭内にもその要因となりそうな考え方や指導があるように思われます。子供たちに対する同和・人権教育は大切なことですが、保護者向けの研修や教育支援が必要だと考えます。ぜひ20～30歳代の保護者に同和・人権また「いじめ」に関する意識向上となる対策をお願いします。

(男性/40歳代/学校の教職員等)

- ◎ 女性の結婚、妊娠、出産などを理由に不当な扱いをされることがまだ残っている。きちんとした理解を得られるように、事業所、会社、団体等に資料を配付したり勉強会等を開いてほしい。バリアフリーの県住・市住を増やした地域づくり。

(女性/30歳代/その他)

- ◎ いろいろな人権問題が起きたときに、安心して相談することができる(プライバシーがしっかり保護される)機関にしてほしい。学校教育で子供の年齢にあった、人権問題の教育をしっかりとしてほしい。(子供の頃からの教育が大事だと思うので…)

(女性/30歳代/主婦(夫))

- ◎ 戦後すぐ生まれの私たちは、人権に対する学校教育を受けていず、親や周囲からのあやふやな情報や以前からのしきたりの中で、差別を当然のこととして過ごしてきたと思います。特に同和に対しては”口に出してはいけないもの”との認識でしたので、今回の意識調査は一瞬ひるみました。難しい法律を周知させることより、人が人を思いやる優しい心を持つ教育や社会啓発がわかりやすく、高齢者も受け入れやすいのではと思います。

(女性/60歳代/主婦(夫))

- ◎ 私は沖縄出身で4月に長崎に来たのだが、同和問題でこのようなアンケートをもらうことになるとは思わなかった。大学の授業で、人権の講義をとったときに同和問題について教科書以上のことを知ったが(そこからの個人情報でこれが送られてきたのか?)、実体験としては同和問題とぶつかったことはない。風化できるならば、差別ごと同和問題も風化させた方がよいのではないかと思う。同和对策課というものも、正直税金の無駄ではと思ってしまうので、対策を立てるよりも人権教育に力を入れてもっと根本的な解決を目指してほしい。あと、権利もそうだが、義務等についてもし

っかりと考えて、よりよい社会を作るためにがんばってください。

(男性/20歳代/学生)

- ◎ 実際の所、講演会の開催等はあまり意味がないと思う。興味があって参加しなければ、足を運ぶこともないし、人数的に少ないのではないか。それよりも、私が初めて「同和問題」を知ったのは、小学生の時の授業に組み込まれていた道德のビデオで見たのが初めてだったと、今でもはっきり覚えている。1回だけではなく、何度か見た記憶がある。アニメになっており、当時の私としても、とても見やすく分かりやすいものだった。まずは、この問題を知ること。中味がどうこうと言うより、名前を知ることからはじめるのが大切だと思う。一度に中味まで全てを分からせるのではなく、例えば、小学1年時では名前を知ること、2年生からは少しずつ深く…というように徐々にやっていけばいいと思う。高校、大学時はほとんど関心がないと思う。小、中学生のうちに学習することが、まず第一歩になると思う。この調査に回答する機会を与えていただけてよかったと思う。

(女性/20歳代/企業等の勤め人)

- ◎ 全ての問題が、個人主義、金銭主義による、他人への思いやりの欠如や感謝の心が希薄化してしまっただけではないでしょうか。幼い頃から徹底した道德教育(例えば、老人ホームと幼稚園の併設、ボランティアへの参加等)を行い、頭ではなく、身体で学びあえる場を設けてほしいと思います。そんな中から偏見やイジメ、差別などが減ってくるのではないのでしょうか。また、長崎県は他県に比べて低所得、就職の面でも最下位に近く、若者の県外流出などだんだん活気が無くなっているように思います。若者が地元でもっと元気に活躍できるよう、定年以後の人生の先輩たちがまだまだ必要とされる場をもっと提供してもらえよう、元気な住みやすい長崎を期待しています。

(女性/40歳代/医療等の関係者)

- ◎ 私の友人に足の不自由な車イスの方がいますが、一緒に出かけて初めて長崎が車イスの人にとって暮らしにくい町であると実感しました。坂が多いのはもちろんのこと、二階建ての建物に行く術がなく断念することが多々あります。そういう方にはスロープやエレベーターがあると、とても助かると思います。

(女性/20歳代/学生)

- ◎ 私は、精神障害者と関わる仕事をしているが、自らの意思で治療を受け、社会復帰を目標にしてがんばっている人がたくさんいる。しかし、社会復帰の可能性が高まってきても帰る場所がなかったり、自宅に帰ることができたとしても近所の人

から噂されたり無視されたりし、結果再発し再入院となる人が多い。病気は決して、本人が悪いのではなく、病気によって人格や行動に異常を来しているということを知ってほしいと考えます。一人一人と関わってみると、皆心優しい人ばかりです。こういった人々を、地域で受け入れてあげられたらと感じています。

(女性/40歳代/医療等の関係者)

- ◎ 児童虐待、自殺、イジメ等をなくすために、子供たちがのびのび住みやすい、遊びやすい、勉強しやすい環境作りをしてほしい。教職員への定期的な勉強会等のようなものを行う。親への教育(最近、大人になりきれない親が多い)。子供や親がどこにでも相談しやすい環境作り。自治会への積極的な参加。隣近所の関わりを持てる環境作り。収入格差のない社会作り。問題、課題はたくさんありますが、大人も子供も高齢者も、障害のある人もみんなが心を広く持ち、ゆとりある社会になって、住みやすい、生きている喜びを感じられる世の中になってほしい。そして、私も努力したいと思う。

(女性/20歳代/企業等の勤め人)

- ◎ 人権問題について触れるとき、ほとんどがその事例を示して、「こんな事があったら嫌ですね。かわいそうですね」という風なニュアンスだけ伝えていると思う。だから、当事者でない人は、「かわいそう」という同情に近い哀れみの気持ちを持つか、「おもしろそう」という興味を持つか、結局は「他人事」と思っている人が多いと思う。「同じ人間」であることや、「自分がそんな扱いをされたらどう思うか」といった基礎部分を伝えることに力を入れてほしいと思う。ニュアンスしか伝わっていないから、「人権」自体が勘違いされて、「自分の権利を主張する」ことが「人権を守る」と思って過剰反応を示す人が増えているのだと思う。例えば、私は子供の頃にイジメにあったり、大人になってからも悪口を言われたりしていますが、それは周りの人の受け取り方や考え方の違いから当然あり得ることだと思うので、「人権を侵害された」とまでは感じていません。そういう解釈の仕方もあると教えるのも、一つの方法ではないでしょうか。

(女性/30歳代/企業等の勤め人)

- ◎ 人権尊重と、声を出して言わないといけないような世の中では、本当の人権は尊重されていないと思う。けれども不幸なことに、人権を侵害されていることさえも分からずに我慢して生活している人もいますので、その人達のためには人権のPRは必要。しかし、そのために大きな箱物を作ったり、無駄なキャラクターやグッズ、ビデオを大量に作って、必要のない人にまで配ってまわったり、余ったりさせるのは絶対にやめてほしい！きちん

と対応してくれる人を相談員としておいてもらえる相談窓口や（相談したところで、更に人権侵害されないように）、学校、家庭、企業など、社会全体で自分も他人も、その人そのものを尊重することが当たり前なんだという気持ちを持つことが必要だと思う。家庭では親が、学校では先生が、企業では上司が、人を大切に思う心で接していれば人権侵害する人もいなくなるのになあ…、理想ですが。平和を考えるとときも同じで、一人一人が自分も周りの人にも思いやりの心を持てるようになれば、戦争（最大の人権侵害）もなくなるのに…。憎しみは憎しみを呼ぶ、他の人への人権侵害にもつながっていくのではないかと思う。お役所仕事で「啓発センター」ありきの考えでなく、本当に困っている方の力になってください。お願いします。

（女性/40歳代/主婦(夫)）

◎ 人権が侵される基になるのは、「差別する心」だと思う。それは、やはり子供の頃から指導するべきと思っている。いじめ問題に対処できない学校、かえって隠蔽しようとする体制。平気で「いじめはない」と公言する校長、テレビで見る度いつも考えさせられる。こんな大人が子供を指導しているのだろうか。まず、子供を指導する立場の人間から教育し直さなければいけないし、それとともに学校教育として差別に関するビデオ等を見せてそれに対して自分たちでどう感じ、どう対処すべきかを話し合うことをすべきだと思う。大人になってからは、なかなか「差別する心」を変えるのは難しいと思う。学校関係教育者への指導と、学校教育として年齢に応じた、いろいろな人権についての問題を取り上げ自分たちで考えさせ、教育者がそれにアドバイスすることをしてほしいです。

（男性/50歳代/企業の経営者）

◎ 小さい子供の時から、人権教育を受けることが特に大切だと思います。子供が小学校に入ると講演会などの機会がありますが、もっと小さい子供を持つ親のための教育の場が必要なのではないのでしょうか。産婦人科や小児科でよくテレビを見ますが、自分が見たい番組でもないのにテレビがあるというだけで見てしまうという方が多いと思いますので、それを利用するなどしてはいかがでしょうか。

（女性/40歳代/自営業者）

◎ 人権は大切と思いますし、それが侵害されてはいけないと思います。しかし、今成人した方にセミナーを行っていくのはよいとは思いますが、効果は少ないと思います。根本的に変えていくには、やはり子供の時から、学校、家庭、社会、地域で教え込まないと、なかなか浸透しないと思います。私は、生まれも育ちも長崎です。長崎が大好きで

す。その長崎県が、人権について公的に活動されているのはうれしく思います。難しい仕事とは思いますが、地道に長く活動されることを期待します。

（男性/30歳代/企業等の勤め人）

◎ 本当に被害に遭っている当事者が、わかりやすいように相談機関の周知徹底が必要だと思います。極端なところ、110番や119番くらいの。社会全体の心の教育が必要だと思います。

（女性/40歳代/企業等の勤め人）

◎ 会社では、年1回必ずコンプライアンスに関する教育が実施されているが、人権問題等についても企業の協力を得て啓発活動を行えば、今よりも関心を持つ人が多くなるように思います。

（男性/30歳代/企業等の勤め人）

◎ 高齢者、特に独居老人の支援を行政に求めたい。また、障害者を受け入れる就業先が、これからもどんどん増えていってほしい。人権に関するテレビでの特集番組を作って、放送してほしい。公民館単位で人権に関する講演会を行ってほしい。

（男性/40歳代/学校の教職員等）

資料1 平成22年度「人権に関する県民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：住民基本台帳によって無作為抽出した県内に居住する満20歳以上の男女3,000人

調査期間：平成22年11月1日～12月2日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数1,487人（有効回収率は49.9%）

◎ 人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。まず、人権全般についてお聞きします。

問1 あなたは「人権」に関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|-------------|-------|----------|
| (37.8) | 1. 関心がある | (3.2) | 4. 関心がない |
| (43.3) | 2. 少し関心がある | (0.1) | 無効 |
| (14.7) | 3. あまり関心がない | (0.9) | 無回答 |

問2 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (38.2) | 1. 女性に関する問題 | (35.5) | 13. プライバシー保護に関する問題 |
| (54.3) | 2. 子どもに関する問題 | (35.3) | 14. インターネットを悪用した人権侵害に関する問題 |
| (57.8) | 3. 高齢者に関する問題 | (14.1) | 15. ホームレスに関する問題 |
| (59.0) | 4. 障害のある人に関する問題 | (8.1) | 16. 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題 |
| (18.4) | 5. 同和問題 | (44.8) | 17. 北朝鮮当局による人権侵害（拉致）問題 |
| (6.3) | 6. アイヌの人々に関する問題 | (19.8) | 18. 人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題 |
| (9.8) | 7. 外国人に関する問題 | (1.7) | 19. その他（具体的に：_____） |
| (18.7) | 8. HIV（エイズウイルス）感染者等に関する問題 | (3.3) | 20. 特になし |
| (15.3) | 9. ハンセン病患者・元患者等に関する問題 | (0.0) | 無効 |
| (29.7) | 10. 犯罪被害者等に関する問題 | (1.0) | 無回答 |
| (15.9) | 11. 刑を終えて出所した人に関する問題 | | |
| (10.5) | 12. 性同一性障害者（身体的な性と心の性が一致しない者）に関する問題 | | |

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります。あなたは、人権侵害は、この5～6年の間にどのようになってきたと思いますか。（✓は1つずつ）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (9.4) | 1. 少なくなってきた | (17.1) | 4. わからない |
| (38.9) | 2. あまり変わらない | (0.0) | 無効 |
| (33.8) | 3. 多くなってきた | (0.8) | 無回答 |

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|----------|-------|-----|
| (25.6) | 1. ある | (0.0) | 無効 |
| (53.1) | 2. ない | (1.4) | 無回答 |
| (18.9) | 3. わからない | | |

問5 【問4で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (56.7) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 | (25.1) | 8. プライバシーの侵害 |
| (28.6) | 2. 名誉・信用のき損、侮辱 | (11.6) | 9. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ、セクハラ）やストーカー（特定の他者に対して執拗につきまとう）行為 |
| (13.2) | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い | (5.8) | 10. その他（具体的に：_____） |
| (29.9) | 4. 職場での暴力、強迫、無理強い、パワーハラスメント（職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ）、仲間はずれ | (3.5) | 11. なんとなく |
| (7.6) | 5. 地域での暴力、強迫、無理強い、仲間はずれ | (1.0) | 12. 答えたくない |
| (6.6) | 6. 家庭での暴力や虐待 | (0.0) | 無効 |
| (11.9) | 7. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い） | (0.5) | 無回答 |

(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。(✓はいくつでも)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|--------------------------|
| (27.8) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した | (0.5) | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談した |
| (32.9) | 2. 友人、同僚や上司に相談した | (0.0) | 9. 新聞などマスコミに相談した |
| (2.3) | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談した | (27.3) | 10. 自分で処理(解決)した |
| (1.3) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した | (56.2) | 11. だまっただまんした(特に何もしなかった) |
| (4.1) | 5. 県や市町の担当者に相談した | (3.8) | 12. その他(具体的に:) |
| (4.1) | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談した | (1.0) | 13. おぼえていない |
| (4.8) | 7. 警察に相談した | (2.8) | 無効 |
| | | | 無回答 |

【問4で「2. ない」または「3. わからない」を選んだ人のみ、次の問6にお答えください。】

問6 もしも、ご自分の人権が侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(✓はいくつでも)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|------------------------|
| (61.7) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談する | (9.7) | 8. 人権にかかわる民間団体などに相談する |
| (39.9) | 2. 友人、同僚や上司に相談する | (1.0) | 9. 新聞などマスコミに相談する |
| (10.4) | 3. 自治会(町内会)や民生委員に相談する | (16.2) | 10. 自分で処理(解決)する |
| (20.0) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談する | (7.7) | 11. だまっただまんする(特に何もしない) |
| (19.8) | 5. 県や市町の担当者に相談する | (0.7) | 12. その他(具体的に:) |
| (22.9) | 6. 弁護士・法テラス(法的支援を行う機関)に相談する | (3.5) | 13. おぼえていない |
| (24.7) | 7. 警察に相談する | (1.6) | 無効 |
| | | | 無回答 |

【全員の方に】

問7 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (51.2) | 1. ないと思う | (14.7) | 4. わからない |
| (27.3) | 2. あるかも知れない | (0.1) | 無効 |
| (5.5) | 3. あると思う | (1.2) | 無回答 |

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。

次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	53.1	33.8	9.3	0.0	3.8
(2)「男女共同参画社会基本法」	17.0	43.2	34.6	0.2	5.0
(3)「DV法」	44.7	35.4	15.1	0.1	4.6
(4)「ストーカー規制法」	50.8	37.7	7.1	0.2	4.1
(5)「児童買春禁止法」	52.8	38.0	4.7	0.2	4.3
(6)「児童虐待防止法」	51.2	38.7	5.4	0.5	4.3
(7)「ハートビル法」	5.6	21.6	67.5	0.3	5.0
(8)「高齢者虐待防止法」	21.0	40.8	33.1	0.2	4.8
(9)「バリアフリー新法」	26.0	36.0	33.4	0.1	4.5
(10)「障害者雇用促進法」	34.0	46.1	15.4	0.1	4.4
(11)「障害者基本法」	10.3	43.6	41.0	0.4	4.8
(12)「犯罪被害者等基本法」	6.2	39.2	49.2	0.1	5.3
(13)「個人情報保護法」	50.0	38.1	7.8	0.0	4.1
(14)「人権教育・啓発推進法」	9.0	37.7	48.4	0.0	4.9

◎ 長崎県では、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、それぞれの課題に関することがらについてお聞きします。

問9 女性に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (30.6) | 1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押しつけること | (44.4) | 5. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ(セクハラ)をすること |
| (57.6) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力(なぐる、ける、物を投げつける)をふるうこと | (15.4) | 6. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと |
| (38.8) | 3. 家庭において、夫が妻に人格を否定するような言葉や交友関係を細かく監視するなど精神的ないやがらせを行うこと | (8.5) | 7. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること |
| (36.5) | 4. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること | (4.7) | 8. 内容と無関係に、女性の水着姿や体の一部を広告などに使用すること |
| | | (0.7) | 9. その他(具体的に:) |
| | | (4.0) | 10. 特にない |
| | | (3.4) | 11. わからない |
| | | (1.3) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問10 子どもに関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (40.3) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | (16.0) | 6. 学校や就職先の選択などで、大人が一方的に考えを押しつけたり、本人の意見を無視したりすること |
| (62.3) | 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと | (19.3) | 7. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること |
| (56.1) | 3. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめること | (26.9) | 8. インターネット・携帯電話の書き込みなどで特定の子どもの攻撃すること |
| (29.2) | 4. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること | (0.3) | 9. その他(具体的に:) |
| (6.5) | 5. 子どもの意見が尊重されないこと | (1.2) | 10. 特にない |
| | | (3.0) | 11. わからない |
| | | (2.5) | 無効 |
| | | (2.1) | 無回答 |

問11 高齢者に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------------|--------|-----------------------------|
| (32.0) | 1. 高齢者の意欲・能力に応じた雇用・就業機会が少ないこと | (15.8) | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (37.8) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | (46.2) | 8. 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと |
| (41.0) | 3. 高齢者が身体的、心理的、性的、経済的な虐待を受けること | (1.3) | 9. その他(具体的に:) |
| (33.6) | 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | (2.4) | 10. 特にない |
| (17.6) | 5. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと | (2.3) | 11. わからない |
| (14.5) | 6. 病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと | (1.3) | 無効 |
| | | (2.1) | 無回答 |

問12 障害のある人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|------------------------------|
| (54.2) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (3.6) | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (43.9) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと | (6.7) | 9. 地域社会の行事などから排除されること |
| (26.8) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (19.0) | 10. 一般社会や施設内において、いじめや虐待があること |
| (13.9) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | (11.8) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| (19.4) | 5. 学校の受け入れ体制が十分でないこと | (0.8) | 12. その他(具体的に:) |
| (15.5) | 6. 交通機関や道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | (2.1) | 13. 特にない |
| (13.1) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと | (6.7) | 14. わからない |
| | | (1.4) | 無効 |
| | | (2.6) | 無回答 |

問13 日本に居住している外国人に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|--------------------------|
| (25.3) | 1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと | (13.0) | 6. 住宅を容易に借りることができないこと |
| (30.6) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (11.0) | 7. 店舗やホテルなどで入店・宿泊を断られること |
| (14.3) | 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと | (1.0) | 8. その他(具体的に:) |
| (38.7) | 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (8.6) | 9. 特にない |
| (12.5) | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること | (24.2) | 10. わからない |
| | | (0.5) | 無効 |
| | | (3.0) | 無回答 |

問14 HIV(エイズウイルス)感染者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------|--------|--------------------|
| (58.4) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | (9.8) | 5. 無断でエイズ検査等をされること |
| (17.7) | 2. 結婚問題で周囲から反対を受けること | (38.6) | 6. 差別的な言動が行われること |
| (29.4) | 3. 就職・職場で不利な扱いを受けること | (0.4) | 7. その他(具体的に:) |
| (22.5) | 4. 治療や入院を断られること | (3.7) | 8. 特にない |
| | | (17.4) | 9. わからない |
| | | (0.6) | 無効 |
| | | (2.3) | 無回答 |

問15 ハンセン病患者・元患者等に関することで、人権上特に問題があると思われるものはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--------------------------------|--------|--------------------|
| (57.8) | 1. 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと | (15.8) | 5. ホテル等で宿泊を拒否されること |
| (36.2) | 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | (0.1) | 6. その他(具体的に:) |
| (42.0) | 3. 差別的な言動が行われること | (3.5) | 7. 特にない |
| (16.1) | 4. アパート等の入居を拒否されること | (22.8) | 8. わからない |
| | | (0.5) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問16 犯罪被害者等に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| (22.2) | 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること | (10.4) | 7. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声
が十分反映されるわけではないこと |
| (60.1) | 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | (14.5) | 8. 捜査や裁判にかかわって、心理的・時
間的・金銭的な負担を受けること |
| (21.2) | 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること | (8.8) | 9. 相談等に訪れた行政機関等から配慮に
欠けた言動を受けること |
| (34.4) | 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任な噂話をされること | (19.4) | 10. 被害者に対する相談・支援機関が十分
でないこと |
| (12.8) | 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・
学校関係者などの十分な理解が得られないこと | (0.2) | 11. その他(具体的に:) |
| (18.1) | 6. 警察に相談しても期待どおりの結果
が得られないこと | (2.6) | 12. 特にない |
| | | (11.4) | 13. わからない |
| | | (1.7) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

問17 インターネットを悪用したことで、人権上特に問題があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (62.8) | 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること | (13.0) | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実
名や顔写真を掲載すること |
| (29.9) | 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること | (24.0) | 6. 事件や事故などの関係者のプライバ
ートな情報を公開すること |
| (49.2) | 3. 個人情報などの不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出(紛失)すること | (11.4) | 7. ネットポルノ(インターネット上のわ
いせつ画像)が存在していること |
| (34.3) | 4. 出会い系サイト(インターネット異性紹介事業)など犯罪を誘発する場
となっていること | (0.4) | 8. その他(具体的に:) |
| | | (2.1) | 9. 特にない |
| | | (10.4) | 10. わからない |
| | | (1.4) | 無効 |
| | | (2.2) | 無回答 |

問18 医療の現場における患者に関することで、人権上特に関心があると思われるのはどれですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (32.9) | 1. 医師から治療について、その方法を選択し承諾するのに必要な情報を受け取る権利(インフォームド・コンセント) | (31.9) | 6. 医療過誤(医療ミス) |
| (21.7) | 2. 診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取(セカンドオピニオン) | (7.0) | 7. 入院生活環境 |
| (47.5) | 3. 救急患者の受け入れ拒否 | (21.9) | 8. 医師及び医療従事者による心痛める言動(ドクター・ハラスメント) |
| (27.6) | 4. 救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態 | (9.5) | 9. 女性専用外来(女性を対象にした窓口を設けて、女性医師が診察に当たること) |
| (15.8) | 5. 医療の現場における患者のプライバシー保護 | (0.6) | 10. その他(具体的に:) |
| | | (4.5) | 11. 特になし |
| | | (7.4) | 12. わからない |
| | | (1.1) | 無効 |
| | | (2.2) | 無回答 |

◎ 日本の社会には、「同和問題」「部落差別」などと言われている問題がありますが、このことについてお聞きます。

問19 あなたが、同和問題について知ったきっかけは、次のどれですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------------|--------|------------------------------|
| (11.8) | 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | (3.4) | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| (0.6) | 2. 親戚の人から聞いた | (2.4) | 9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った |
| (1.7) | 3. 近所の人から聞いた | (12.7) | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| (4.4) | 4. 職場の人から聞いた | (1.2) | 11. その他(具体的に:) |
| (0.9) | 5. 学校の友達から聞いた | (17.6) | 12. 同和問題は知らない |
| (22.5) | 6. 学校の授業でおそわった | (0.1) | 無効 |
| (16.7) | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | (3.9) | 無回答 |

【 次の問20から問25までは、上の問19で1から11までを選んだ人のみお答えください。 】

問20 同和問題について、初めて知ったのはいつごろですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|------------|--------|-----------------|
| (1.5) | 1. 小学校に入る前 | (28.0) | 6. 社会人になってから |
| (25.4) | 2. 小学生のころ | (16.3) | 7. はっきりとおぼえていない |
| (16.8) | 3. 中学生のころ | (0.2) | 8. その他 |
| (6.9) | 4. 高校生のころ | (0.0) | 無効 |
| (2.8) | 5. 大学生のころ | (2.0) | 無回答 |

問21 あなたは、被差別部落への差別意識はまだあると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------|--------|----------|
| (24.2) | 1. 差まだあると思う | (17.8) | 5. わからない |
| (26.0) | 2. どちらかと言えば、あると思う | (0.1) | 無効 |
| (17.3) | 3. どちらかと言えば、ないと思う | (1.5) | 無回答 |
| (13.2) | 4. もうないと思う | | |

問21-2 【 上の問21で、1または2を選んだ人のみお答えください。 】

それは近い将来なくすことができると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--------------|-------|-----|
| (30.4) | 1. なくすことができる | (0.2) | 無効 |
| (47.2) | 2. なくすことは難しい | (1.4) | 無回答 |
| (20.9) | 3. わからない | | |

問22 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------|--------|------------------------------|
| (43.1) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること | (6.1) | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| (24.0) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | (0.9) | 9. その他(具体的に:) |
| (25.7) | 3. 差別的な言動をすること | (11.8) | 10. 特に起きているとは思わない |
| (3.2) | 4. 差別的な落書きをすること | (18.4) | 11. わからない |
| (23.8) | 5. 身元調査をすること | (0.4) | 無効 |
| (18.1) | 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | (2.1) | 無回答 |
| (15.9) | 7. 被差別部落への居住の敬遠 | | |

問23 仮に、日ごろから親しくつきあっている近所の人が、何等かの理由で、被差別部落の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- (87.0) 1. これまでと同じように親しくつきあう (0.0) 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける
 (9.8) 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく (0.1) 5. 自分の方が住居を変える (0.0) 無効
 (0.4) 3. つきあいは、やめてしまう (2.7) 無回答

問24 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落の出身であると知った場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- (28.6) 1. 子どもの意志を尊重し、親として応援をする (2.2) 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
 (47.4) 2. 子どもの意志にまかせる (3.0) 5. 結婚を絶対に認めない
 (16.3) 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない (0.1) 無効 (2.4) 無回答

問25 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(✓は3つまで)

- (64.2) 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする (16.3) 6. 同和問題を口実としたゆすり、たかりを排除する
 (27.4) 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる (5.3) 7. その他(具体的に:) (2.4)
 (18.2) 3. 同和問題にかかわる相談体制を充実する (8.6) 8. 特にない (0.2) 無効
 (37.1) 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する (1.7) 9. わからない (0.2) 無効
 (20.2) 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う

◎ 人権教育・啓発活動の取組についてお聞きします。

【全員の方に】

問26 長崎県では、平成18年3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これに基づいて人権教育・啓発に取り組んでいます。あなたはこの「長崎県人権教育・啓発基本計画」を知っていますか。(✓は1つ)

- (13.6) 1. 知っている (0.0) 無効
 (83.4) 2. 知らない (3.0) 無回答

問27 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓はいくつでも)

- (58.2) 1. 学校教育活動全体をととした人権教育を推進する (11.4) 8. 企業等の社内研修体制の整備を支援する
 (51.5) 2. 子どもの発達段階に応じた人権教育を推進する (16.6) 9. 企業や人権関係団体、NPOなどとの連携のもと実効ある取り組みを推進する
 (30.9) 3. 教職員研修を計画的に実施する
 (33.3) 4. 各市町と連携し、地域の実態に応じた人権教育・啓発活動を充実する (28.7) 10. 人権尊重の町づくりを推進する (2.0)
 (13.4) 5. 社会教育関係団体の人権学習を支援する (2.3) 11. その他(具体的に:) (8.1) 12. 特にない (0.0) 13. わからない (0.0) 無効
 (21.6) 6. 家庭教育力の充実と家庭教育相談体制を整備する (2.8) 無回答
 (18.8) 7. 企業等の経営責任者への啓発や人権啓発推進指導者養成講座などを実施する

問28 あなたは、人権についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。次の(1)(2)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回も参加した	2. 1～2回参加した	3. 参加したことはない	無効	無回答
(1)講演会・研修会	6.3	16.8	73.6	0.1	3.2
(2)人権フェスティバルなどのイベント	1.7	7.1	84.1	0.1	7.1

問29 あなたは、新聞や雑誌などの人権に関連した記事を読んだことがありますか。次の(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回も読んだり、見たりした	2. 1～2回読んだり、見たりした	3. 読んだり、見たりしたことはない	無効	無回答
(1) 県や市町村の広報紙・パンフレット等	14.9	40.2	37.4	0.0	7.5
(2) 民間団体の冊子・パンフレット等	5.4	24.6	57.3	0.1	12.6
(3) 新聞・雑誌・週刊誌	23.6	43.2	26.1	0.3	6.8
(4) 書籍	6.3	18.9	61.3	0.1	13.4
(5) テレビ・ラジオ・映画・ビデオ	20.6	44.3	26.1	0.0	9.0
(6) インターネット(ホームページ等)	3.9	10.9	71.4	0.0	13.8

問30 あなたは、人権啓発を推進するためには、どのような社会教育・啓発広報活動が効果的であると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|-------------------------------------|
| (29.4) | 1. 講演会や研修会 | (49.8) | 7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発 |
| (17.0) | 2. ワークショップ(参加型学習)やフィールドワーク(現地学習) | (10.4) | 8. インターネット(ホームページ、メールマガジンなど)を活用した啓発 |
| (26.8) | 3. 人権をテーマとしたイベント | (1.5) | 9. その他(具体的に:) |
| (10.3) | 4. 人権に関する小説、作文、標語などの募集 | (2.7) | 10. 特になし |
| (35.1) | 5. 県や市町村の広報紙 | (11.2) | 11. わからない |
| (18.8) | 6. 県や市町村の冊子、パンフレット、掲示物(ポスターなど) | (1.1) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問31 県は、一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設として、平成17年4月に「長崎県人権教育啓発センター」を開設しました。現在、「長崎県人権教育啓発センター」では次のような取り組みを行っていますが、その中で力を入れてほしいものはどれですか。(✓はいくつでも)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (24.9) | 1. 人権・同和問題講演会の開催 | (40.1) | 8. 相談窓口を開設し、人権問題などの解決を支援 |
| (30.2) | 2. 人権に関する啓発冊子や広報紙等の刊行 | (10.6) | 9. 図書・ビデオライブラリーや情報収集・提供機能を活用した学習や研修活動の支援 |
| (17.3) | 3. インターネット(ホームページ等)を活用した情報提供や啓発活動 | (12.2) | 10. 交流・研修フロアの活用により、人権をキーワードにした交流と連携活動などの支援 |
| (10.6) | 4. 「ながさき駅前人権講座」や「駅前じんけん映画館」等のイベントの開催 | (1.7) | 11. その他(具体的に:) |
| (13.8) | 5. 人権に関する図書や啓発ビデオなどの資料の収集・貸し出し | (15.5) | 12. 特になし |
| (8.0) | 6. 啓発パネルや啓発資料、ユニバーサルデザイン商品などの展示 | (0.1) | 無効 |
| (28.9) | 7. 社会教育関係者や企業・団体職員、行政職員などを対象にした教育・研修活動の支援 | (7.0) | 無回答 |

問32 私たちが住んでいる長崎県は、人権が尊重されている県であると思いますか。(✓は1つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------|-------|------------|
| (8.7) | 1. そう思う | (3.2) | 5. そうは思わない |
| (32.5) | 2. どちらかと言えば、そう思う | (0.1) | 無効 |
| (45.1) | 3. どちらとも言えない | (5.3) | 無回答 |
| (5.2) | 4. どちらかと言えば、そうは思わない | | |

問33 女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題などの人権問題の解決及び人権尊重などについて、国や県、市町に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| (21.7) | 回答 | (78.3) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

◎ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答ください。

問A あなたの性別は(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------|-------|-----|
| (40.2) | 1. 男性 | (9.3) | 無回答 |
| (50.5) | 2. 女性 | | |

問B あなたの年齢は（平成22年11月1日現在の満年齢）（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (8.1) | 1. 20～29歳 | (18.4) | 5. 60～69歳 |
| (14.8) | 2. 30～39歳 | (16.3) | 6. 70～79歳 |
| (14.6) | 3. 40～49歳 | (9.1) | 無回答 |
| (18.6) | 4. 50～59歳 | | |

問C あなたのご職業は（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| (4.2) | 1. 農林漁業者（家族従事者も含む） | (3.5) | 7. 学校・医療関係以外の公務員 |
| (1.2) | 2. 企業の経営者 | (0.7) | 8. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など） |
| (8.3) | 3. 自営業者（家族従事者も含む） | (11.1) | 9. パート・アルバイト・派遣・嘱託 |
| (14.8) | 4. 民間の企業や団体（農業・漁業協同組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所など）・工場・商店などに勤務する人 | (12.2) | 10. 主婦（夫）（専ら家事・育児をしている人） |
| (3.2) | 5. 学校の教職員等（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む） | (1.3) | 11. 学生 |
| (6.9) | 6. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など） | (4.2) | 12. その他（上記以外の人） |
| | | (19.2) | 13. 無職 |
| | | (9.1) | 無回答 |

資料2 平成17年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：選挙人名簿によって無作為抽出した市内に居住する男女726人

調査期間：平成17年10月1日～11月8日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数302人（有効回収率は41.9%）

問1 あなたは「人権」ということについて、関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (39.1) | 1. 関心がある | (3.0) | 4. 関心がない |
| (38.7) | 2. 少し関心がある | (0.0) | 無効 |
| (14.9) | 3. あまり関心がない | (4.3) | 無回答 |

問2 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要と思われるものはどれですか。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|-------------------------------|--------|----------------------|
| (40.7) | 1. 女性に関する問題 | (35.4) | 9. 犯罪被害者に関する問題 |
| (48.3) | 2. 子どもに関する問題 | (4.3) | 10. アイヌの人々に関する問題 |
| (51.7) | 3. 高齢者に関する問題 | (18.5) | 11. 刑を終えて出所した人に関する問題 |
| (52.6) | 4. 障害者に関する問題 | (49.7) | 12. プライバシー保護に関する問題 |
| (15.6) | 5. 同和問題 | (38.4) | 13. インターネットによる人権侵害 |
| (12.9) | 6. 外国人に関する問題 | (3.0) | 14. その他（具体的に：) |
| (15.6) | 7. HIV感染者等に関する問題 | (4.0) | 15. 特にない |
| (17.5) | 8. ハンセン病患者・元患者等に関する問題者等に関する問題 | (0.0) | 無効 |
| | | (4.0) | 無回答 |

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、この5～6年の間に、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか、あまり変わらないと思いますか、それとも次第に多くなってきたと思いますか。（✓は1つずつ）

- | | | | |
|--------|-------------|--------|----------|
| (7.0) | 1. 少なくなってきた | (10.3) | 4. わからない |
| (37.1) | 2. あまり変わらない | (0.3) | 無効 |
| (41.4) | 3. 多くなってきた | (4.0) | 無回答 |

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は1つ）

- | | | | |
|--------|----------|--------|-----|
| (27.2) | 1. ある | (0.0) | 無効 |
| (53.3) | 2. ない | (3.0) | 無回答 |
| (16.6) | 3. わからない | | |

問5 【問4で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|---|--------|--------------------------|
| (54.9) | 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 | (24.4) | 7. プライバシーの侵害 |
| (26.8) | 2. 名誉・信用のき損、侮辱 | (9.8) | 8. セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為 |
| (13.4) | 3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い | (7.3) | 9. その他（具体的に：) |
| (19.5) | 4. 地域、職場などでの暴力、強迫、無理強い、仲間はずれ | (2.4) | 10. なんとなく |
| (4.9) | 5. 家庭での暴力や虐待 | (4.9) | 11. 答えたくない |
| (18.3) | 6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い） | (0.0) | 無効 |
| | | (0.0) | 無回答 |

(2) そのとき、あなたはどのようにされましたか。（✓はいくつでも）

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|---------------------------|
| (22.0) | 1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した | (0.0) | 8. 民間団体などに相談した |
| | | (1.2) | 9. 新聞などマスコミに相談した |
| (30.5) | 2. 友人、同僚や上司に相談した | (32.9) | 10. 自分で処理（解決）した |
| (2.4) | 3. 自治会（町内会）や民生委員に相談した | (42.7) | 11. だまっただまんした（特になにもしなかった） |
| (1.2) | 4. 法務局や人権擁護委員に相談した | (2.4) | 12. その他（具体的に：) |
| (3.7) | 5. 県や市町村の行政担当者に相談した | (2.4) | 13. おぼえていない |
| (6.1) | 6. 弁護士に相談した | (0.0) | 無効 |
| (6.1) | 7. 警察に訴えた | (1.2) | 無回答 |

【全員の方に】

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	51.7	36.1	7.6	0.3	4.3
(2)「男女共同参画社会基本法」	15.6	37.1	41.7	0.0	5.6
(3)「DV法」	40.7	34.1	19.9	0.0	5.3
(4)「ストーカー規制法」	54.3	33.8	7.0	0.0	5.0
(5)「児童買春禁止法」	57.9	32.8	5.0	0.0	4.3
(6)「児童虐待防止法」	53.0	37.7	4.6	0.7	4.0
(7)「ハートビル法」	8.9	19.2	66.2	0.0	5.6
(8)「高齢社会対策基本法」	8.3	32.1	54.6	0.0	5.0
(9)「交通バリアフリー法」	21.2	33.8	39.4	0.0	5.6
(10)「障害者雇用促進法」	32.5	44.7	17.2	0.3	5.3
(11)「障害者基本法」	8.9	36.1	47.7	0.3	7.0
(12)「犯罪被害者等基本法」	7.3	37.7	48.3	0.0	6.6
(13)「人権教育・啓発推進法」	4.6	31.8	57.0	0.0	6.6
(14)「個人情報保護法」	48.0	36.8	9.9	0.0	5.3

◎ 長崎県では、一人ひとりの人権が大切にされる社会づくりを進めています。中でも、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題などの重要課題に積極的に取り組んでいます。そこで、まず、女性に関することがらについておたずねします。

問7 女性についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (39.4) | 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつけること | (11.9) | 6. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること |
| (57.3) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力（酒に酔ってなぐるなど）をふるうこと | (14.2) | 7. 女性の身体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく広告などに使用すること |
| (47.0) | 3. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること | (1.0) | 8. その他（具体的に：) |
| (43.4) | 4. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）をすること | (2.0) | 9. 特にない |
| (22.5) | 5. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと | (3.0) | 10. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (3.0) | 無回答 |

問8 女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いませんか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--------------------------------------|--------|---|
| (35.1) | 1. 学校や地域、家庭における男女平等教育を充実する | (25.2) | 8. 女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会を充実する |
| (31.5) | 2. 男性、女性それぞれに対する意識啓発を充実する | (10.6) | 9. 県や市町村の審議会等への女性の登用を促進する |
| (11.9) | 3. 男女共同参画の推進についての啓発活動を充実する | (59.3) | 10. 子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立を支援する |
| (9.6) | 4. 地域社会活動やボランティア活動への男女共同参画を促進する | (2.0) | 11. その他（具体的に：) |
| (29.5) | 5. 女性のための相談機関、相談機能を充実する | (1.7) | 12. 特にない |
| (8.9) | 6. 市町村の担当窓口や民間団体との連携を強化する | (2.6) | 13. わからない |
| (21.9) | 7. 暴力等被害から逃れるための「緊急避難所、シェルター」などを整備する | (0.7) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

◎ 次に、子どもに関することがらについておたずねします。

問9 子どもについてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|---------------------------------------|
| (48.3) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | (34.4) | 4. いじめを見て見ぬふりをする事 |
| (57.3) | 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと | (22.5) | 5. 親をはじめ大人が学校や就職先の選択などで一方的な考えを押しつけること |
| (57.6) | 3. いじめ(「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど)を行うこと | (39.1) | 6. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること |
| | | (0.3) | 7. その他(具体的に:) |
| | | (1.0) | 8. 特にない |
| | | (1.0) | 9. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (2.3) | 無回答 |

問10 子どもの人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思えますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|------------------------------------|
| (54.6) | 1. 成績だけを重んじる教育のあり方を改め、子ども一人ひとりの個性を大切に教育を行う | (11.3) | 7. 子どものための人権相談所や電話相談所を充実する |
| (35.1) | 2. 子どもが人権意識を身につけるための教育を充実する | (35.1) | 8. 子どもが被害者になる犯罪の取り締まりの強化や有害環境を浄化する |
| (4.6) | 3. 体罰禁止を徹底させる | (35.8) | 9. 地域の人々が進んで子どもに声かけや指導を行う |
| (52.0) | 4. 教師の資質・能力を向上する | (3.3) | 10. その他(具体的に:) |
| (16.9) | 5. スクールカウンセラー(相談員)の配置等、学校における相談体制を充実する | (0.3) | 11. 特にない |
| (10.6) | 6. 子どもの人権を守るための啓発・広報活動を推進する | (2.0) | 12. わからない |
| | | (1.3) | 無効 |
| | | (1.3) | 無回答 |

◎ 高齢者に関することがらについておたずねします。

問11 高齢者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (40.4) | 1. 働きたくても働ける場が少ないこと | (27.5) | 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (26.8) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないこと | (65.9) | 8. 悪徳商法や財産侵害など、高齢者が被害者となる犯罪が増加していること |
| (25.2) | 3. 高齢者が身体的、心理的な虐待を受けること | (1.7) | 9. その他(具体的に:) |
| (22.5) | 4. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと | (1.7) | 10. 特にない |
| (26.2) | 5. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | (1.0) | 11. わからない |
| (14.2) | 6. 介護の現場において、高齢者をベッドなどに縛り付ける身体拘束を行うこと | (0.3) | 無効 |
| | | (1.3) | 無回答 |

問12 高齢者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思えますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|--------------------------------|
| (46.4) | 1. 高齢者が自立して生活しやすい環境にする | (5.0) | 8. 高齢者の人権を守るための啓発・広報活動を推進する |
| (38.7) | 2. 働く意欲のある高齢者の就労の場を確保する | (14.9) | 9. 高齢者の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する |
| (19.5) | 3. 高齢者と他の世代との交流の機会を増やす | (39.1) | 10. 高齢者が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する |
| (33.1) | 4. 高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する | (1.3) | 11. その他(具体的に:) |
| (40.1) | 5. 高齢者の生活保障(年金など)を充実する | (1.3) | 12. 特にない |
| (10.6) | 6. 高齢者のための相談体制を充実する | (0.7) | 13. わからない |
| (12.6) | 7. 高齢者を思いやるための啓発活動を行う | (1.0) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

◎ 障害者に関することがらについておたずねします。

問13 障害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|----------------------------------|
| (52.0) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (3.0) | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (41.7) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと | (16.6) | 9. 地域社会から排除されることが多いこと |
| (26.5) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けることがあること | (15.6) | 10. 一般社会や施設内においていじめや虐待にあうことがあること |
| (11.9) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | (16.2) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| (16.6) | 5. 学校の受入体制が十分でないこと | (0.7) | 12. その他(具体的に:) |
| (16.2) | 6. 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | (3.0) | 13. 特になし |
| (12.6) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと | (6.6) | 14. わからない |
| | | (0.0) | 無効 |
| | | (4.3) | 無回答 |

問14 障害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------------|--------|--------------------------------|
| (53.6) | 1. 地域で自立して生活しやすいように福祉の町づくりをすすめる | (8.6) | 7. 保健・福祉機関や医療機関の職員の研修を充実する |
| (44.7) | 2. 障害のある人の就労の場を確保する | (19.5) | 8. 障害のある人を支援するボランティアなどを育成する |
| (22.2) | 3. 障害のある人とない人との交流の機会を増やす | (15.6) | 9. 障害のある人の人権を守るための啓発・広報活動を推進する |
| (28.5) | 4. 個人のニーズにあった福祉サービスを充実する | (0.3) | 10. その他(具体的に:) |
| (10.6) | 5. 障害のある人の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する | (1.7) | 11. 特になし |
| (21.2) | 6. 障害のある人のための相談体制を充実する | (3.6) | 12. わからない |
| | | (0.3) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

◎ 日本に居住している外国人に関することがらについておたずねします。

問15 日本に居住している外国人についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|-----------------------|
| (30.8) | 1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと | (8.6) | 5. 結婚問題で周囲から反対を受けること |
| (31.1) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (20.2) | 6. 住宅を容易に借りることができないこと |
| (19.9) | 3. 外国人の行政への参画機会が少ないこと | (0.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (43.7) | 4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (9.9) | 8. 特になし |
| | | (19.5) | 9. わからない |
| | | (0.0) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

問16 外国人の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---------------------------------------|
| (14.6) | 1. 外国人の雇用を積極的に進める | (18.5) | 7. 外国人がかかえる問題に対する理解を深めるための啓発広報活動を推進する |
| (14.6) | 2. 外国人の社会保障などを強化する | (19.9) | 8. 外国語教育や国際理解教育を推進する |
| (33.8) | 3. 日常生活に必要な情報を外国語により提供する | (1.3) | 9. その他(具体的に:) |
| (11.3) | 4. 外国人の意見を行政へ反映するシステムを実現する | (6.3) | 10. 特になし |
| (37.1) | 5. 外国人のための相談体制(いくつかの言語で対応できる人権相談所や電話相談所など)を充実する | (19.5) | 11. わからない |
| (13.9) | 6. シンポジウム、講座や交流イベントの開催など国際理解の機会を増やす | (0.0) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

◎ HIV（エイズ）感染者等に関することがらについておたずねします。

問17 HIV感染者等についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるものはどのようなことですか。

(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------|--------|----------------|
| (24.2) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること | (0.7) | 6. その他（具体的に：) |
| (45.7) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | (6.3) | 7. 特にない |
| (45.7) | 3. 治療や入院を断ること | (14.6) | 8. わからない |
| (15.9) | 4. 無断でエイズ検査をすること | (0.0) | 無効 |
| (44.4) | 5. 差別的な言動をすること | (3.6) | 無回答 |

問18 HIV感染者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|--------------------|--------|---------------------|
| (45.4) | 1. HIV感染者等のための相談体制を充実する | (10.6) | 5. HIV感染者等の生活を援助する | (25.2) | 6. HIV感染者等の治療費を援助する |
| (60.9) | 2. HIVに関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する | (0.3) | 7. その他（具体的に：) | (4.3) | 8. 特にない |
| (12.9) | 3. HIV感染者等の就職機会を確保する | (9.9) | 9. わからない | (0.0) | 無効 |
| (44.0) | 4. HIV感染者等のプライバシーを保護する | (3.0) | 無回答 | | |

◎ ハンセン病患者・元患者等に関することがらについておたずねします。

問19 ハンセン病患者・元患者等についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるものはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | | | |
|--------|--------------------------------|--------|----------|-------|----|
| (65.9) | 1. 地域社会での理解が十分でないこと | (3.6) | 5. 特にない | | |
| (46.4) | 2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | (17.5) | 6. わからない | (0.0) | 無効 |
| (53.0) | 3. 差別的な言動をすること | (3.0) | 無回答 | | |
| (1.0) | 4. その他（具体的に：) | | | | |

問20 ハンセン病患者・元患者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | | | |
|--------|------------------------------------|--------|---------------------|--------|----------------|
| (38.4) | 1. ハンセン病患者等のための相談体制を充実する | (30.1) | 4. ハンセン病患者等の生活を援助する | (0.7) | 5. その他（具体的に：) |
| (63.9) | 2. ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する | (4.0) | 6. 特にない | (14.6) | 7. わからない |
| (39.7) | 3. ハンセン病患者等のプライバシーを保護する | (0.7) | 無効 | (3.0) | 無回答 |

◎ 犯罪被害者に関することがらについておたずねします。

問21 犯罪被害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

- | | | | | | |
|--------|--|--------|--|-------|----------------|
| (29.8) | 1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること | (27.2) | 6. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声
が十分反映されるわけではないこと | | |
| (65.2) | 2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること | (26.8) | 7. 捜査や裁判に関わって、心理的・時間
的・金銭的な負担を受けること | (0.7) | 8. その他（具体的に：) |
| (24.8) | 3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること | (1.7) | 9. 特にない | (5.3) | 10. わからない |
| (41.7) | 4. 事件のことにに関して、周囲から無責任なうわさ話をされること | (1.7) | 無効 | (5.0) | 無回答 |
| (14.2) | 5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・
学校関係者などの十分な理解が得られないこと | | | | |

問22 犯罪被害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| (50.7) | 1. 犯罪被害者への国の十分な補償(負傷や後遺症に対する治療及び精神的ケアやカウンセリングを含む)を行う | (40.7) | 5. 捜査や裁判の過程における犯罪被害者への配慮(女性被害者に対する事情聴取など)を行う |
| (66.2) | 2. 犯罪被害者のプライバシーに配慮した取材活動や報道を行う | (12.3) | 6. 犯罪被害者の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する |
| (27.2) | 3. 犯罪被害者の再被害などの防止を図る | (1.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (24.2) | 4. 犯罪被害者のための相談窓口など相談体制を充実する | (2.0) | 8. 特にない |
| | | (4.6) | 9. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (4.6) | 無回答 |

◎ インターネットによる人権侵害に関することらについておたずねします。

問23 インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|----------------------------------|
| (44.4) | 1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること | (13.6) | 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること |
| (44.0) | 2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること | (20.2) | 6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること |
| (54.0) | 3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出(紛失)すること | (1.0) | 7. その他(具体的に:) |
| (43.0) | 4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること | (2.3) | 8. 特にない |
| | | (9.6) | 9. わからない |
| | | (0.3) | 無効 |
| | | (5.3) | 無回答 |

問24 インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (22.5) | 1. 人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する | (19.2) | 6. 公共設置の掲示板・電子会議室について、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等人権を侵害する情報のチェックと削除を行う |
| (24.8) | 2. インターネット利用者やプロバイダー等に対する、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発広報活動を推進する | (14.9) | 7. 学校において、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実する |
| (43.0) | 3. 信用情報や顧客データ等の個人情報の管理を強化する | (0.7) | 8. その他(具体的に:) |
| (42.4) | 4. プロバイダーに対し、情報の停止・削除を求める法を整備する | (1.7) | 9. 特にない |
| (48.0) | 5. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する | (11.3) | 10. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (5.3) | 無回答 |

◎ 日本の社会には、「同和地区」「被差別部落」などとよばれ、差別を受けている地区があること、あるいは、「同和問題」「部落問題」「部落差別」とかいわれている問題がありますが、このことについておたずねします。

問25 あなたが、同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------------|--------|------------------------------|
| (14.9) | 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた | (3.6) | 8. 同和問題の集会や研修会で知った |
| (1.3) | 2. 親戚の人から聞いた | (4.0) | 9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った |
| (2.6) | 3. 近所の人から聞いた | (12.6) | 10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない |
| (4.3) | 4. 職場の人から聞いた | (2.0) | 11. その他(具体的に:) |
| (2.3) | 5. 学校の友達から聞いた | (11.9) | 12. 同和問題は知らない |
| (19.2) | 6. 学校の授業でおそわった | (0.0) | 無効 |
| (16.2) | 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | (5.0) | 無回答 |

【 次の問26から問31までは、上の問25で1から11までを選んだ人のみお答えください。 】

問26 同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|------------|--------|-----------------|
| (2.0) | 1. 小学校に入る前 | (26.3) | 6. 社会人になってから |
| (26.3) | 2. 小学生のころ | (13.5) | 7. はっきりとおぼえていない |
| (18.7) | 3. 中学生のころ | (0.4) | 8. その他 |
| (9.2) | 4. 高校生のころ | (0.0) | 無効 |
| (2.4) | 5. 大学生のころ | (1.2) | 無回答 |

問27 あなたは、同和問題に関して、差別意識はまだあると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-----------------------|--------|-----------------|
| (17.1) | 1. 差別意識はまだあると思う | (18.7) | 4. 差別意識はもうないと思う |
| (27.5) | 2. どちらかといえば差別意識はあると思う | (16.3) | 5. わからない |
| (19.5) | 3. どちらかといえば差別意識はないと思う | (0.0) | 無効 |
| | | (0.8) | 無回答 |

問27-2【上の問27で、1または2を選んだ人のみお答えください。】

それは近い将来なくすことができると思いますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--------------|-------|-----|
| (31.3) | 1. なくすことができる | (0.0) | 無効 |
| (46.4) | 2. なくすことは難しい | (0.0) | 無回答 |
| (22.3) | 3. わからない | | |

問28 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------|--------|------------------------------|
| (44.6) | 1. 結婚問題で周囲が反対すること | (3.6) | 8. インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| (25.1) | 2. 就職・職場で不利な扱いをすること | | |
| (19.5) | 3. 差別的な言動をすること | (1.2) | 9. その他(具体的に:) |
| (1.6) | 4. 差別的な落書きをすること | (9.6) | 10. 特に起きているとは思わない |
| (27.1) | 5. 身元調査をすること | (19.5) | 11. わからない |
| (15.9) | 6. 地域の活動やつきあいで差別・不利な扱い | (0.0) | 無効 |
| | | (2.4) | 無回答 |
| (22.3) | 7. 同和地区への居住の敬遠 | | |

問29 かりに、日頃親しくつきあっている隣近所の人、なにかのことで、同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------------------------------|-------|-------------------------------|
| (83.3) | 1. これまでと同じように親しくつきあう | (0.4) | 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける |
| (11.2) | 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく | (0.4) | 5. 自分の方が住居をかわる |
| | | (0.0) | 無効 |
| (0.4) | 3. つきあいは、やめてしまう | (4.4) | 無回答 |

問30 かりに、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--------------------------------|-------|---------------------------|
| (26.3) | 1. 子どもの意志を尊重し、親として助力をする | (2.4) | 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない |
| (41.0) | 2. 子どもの意志にまかせる | (3.2) | 5. 結婚を絶対に認めない |
| (18.3) | 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない | (0.4) | 無効 |
| | | (8.4) | 無回答 |

問31 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------------|--------|----------------|
| (53.4) | 1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする | (15.1) | 6. えせ同和行為を排除する |
| | | (2.8) | 7. その他(具体的に:) |
| (21.1) | 2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる | (4.0) | 8. 特にない |
| | | (13.1) | 9. わからない |
| (15.5) | 3. 同和問題に係る相談体制を充実する | (0.0) | 無効 |
| (24.3) | 4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する | (7.6) | 無回答 |
| (23.5) | 5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う | | |

◎ 県は、一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設として、平成17年4月に「人権教育啓発センター」を開設し、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。その取り組みについておたずねします。

【全員の方に】

問32 あなたは、人権問題についての講演会や研修会に参加されたり、新聞や雑誌の人権問題に関連した記事を読まれたりしたことがありますか。次の(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

事 項	1. 何回となく参加（読んだり、見たりし）した	2. 1～2回参加（読んだり、見たりし）した	3. 参加（読んだり、見たりし）したことはない	無効	無回答
(1)講演会・研修会	5.0	9.6	73.8	0.0	11.6
(2)県や市町村の広報紙	15.6	37.4	30.8	0.7	15.6
(3)県や市町村の冊子・パンフレット・掲示物（ポスター等）	14.6	33.8	34.8	0.3	16.6
(4)新聞・雑誌・週刊誌	21.9	36.4	26.5	0.7	14.6
(5)書籍	7.3	19.9	53.3	0.3	19.2
(6)テレビ・ラジオ・映画・ビデオ	22.2	35.8	27.2	0.3	14.6

問33 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|--|
| (34.1) | 1. 人権尊重思想を広めるための啓発広報活動を推進する | (7.9) | 6. 人権侵犯事件の調査・処理や人権相談に関する人員を充実する |
| (51.7) | 2. 学校や地域、企業などでの人権教育を充実する | (34.4) | 7. 国・県・市町村、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する |
| (26.8) | 3. 人権問題に関する相談のための機関・施設を充実する | (2.0) | 8. その他（具体的に：) |
| (30.8) | 4. 人権が侵害された被害者の救済を充実する | (3.6) | 9. 特にない |
| (11.9) | 5. 人権に関する情報の収集及び提供を充実する | (7.3) | 10. わからない |
| | | (0.0) | 無効 |
| | | (7.0) | 無回答 |

問34 人権意識を高めるためには、どのような啓発広報活動が効果的であると思いますか。(✓は3つまで)

- | | | | |
|--------|----------------------------------|--------|----------------------------|
| (22.8) | 1. 講演会や研修会 | (48.7) | 7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発 |
| (13.2) | 2. ワークショップ（参加型学習）やフィールドワーク（現地学習） | (9.3) | 8. インターネット（ホームページ等）を活用した啓発 |
| (28.8) | 3. 人権問題をテーマとしたイベント | (2.3) | 9. その他（具体的に：) |
| (7.9) | 4. 人権問題に関する小説、作文、標語などの募集 | (4.3) | 10. 特にない |
| (36.4) | 5. 県や市町村の広報紙 | (7.9) | 11. わからない |
| (14.9) | 6. 県や市町村の冊子、パンフレット、掲示物（ポスターなど） | (0.3) | 無効 |
| | | (8.6) | 無回答 |

問35 女性や子ども、障害者、同和問題など人権問題の解決、人権尊重などについて、国や県、市町村に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| (16.9) | 回答 | (83.1) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

◎ 最後に、あなたご自身のことについておたずねします。今までお答えいただいた結果を統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答をお願いします。

問A あなたの性別は (✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-------|--------|-----|
| (41.1) | 1. 男性 | (6.6) | 無回答 |
| (52.3) | 2. 女性 | | |

問B あなたの年齢は（平成13年11月1日現在の満年齢）(✓は1つ)

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (9.6) | 1. 20～29歳 | (17.9) | 5. 60～69歳 |
| (13.9) | 2. 30～39歳 | (19.5) | 6. 70～79歳 |
| (15.2) | 3. 40～49歳 | (6.0) | 無回答 |
| (17.9) | 4. 50～59歳 | | |

問C あなたのご職業は (✓は1つ)

- | | | | |
|--------|--|--------|---|
| (1.7) | 1. 農林漁業者 (家族従事者も含む) | (3.3) | 6. 学校・医療関係以外の公務員 |
| (7.6) | 2. 企業の経営者・自営業者 (家族従事者も含む) | (1.7) | 7. その他の専門職・自由業 (弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など) |
| (19.2) | 3. 民間の企業や工場・商店などに勤める人 | (7.0) | 8. 臨時やパート・フリーター |
| (3.3) | 4. 学校の教職員 (大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む) | (16.2) | 9. 主婦 (夫) (専ら家事・育児をしている人) |
| (8.9) | 5. 医療・保健・福祉関係者 (医師・歯科医師・薬剤師・看護婦 (士)・保健婦 (士)・介護福祉士など) | (1.3) | 10. 学生 |
| | | (23.5) | 11. その他 (無職など、上記以外の人) |
| | | (6.3) | 無回答 |

資料3 平成13年度「人権に関する市民意識調査」調査票・調査結果

調査対象：選挙人名簿によって無作為抽出した市内に居住する男女679人

調査期間：平成13年11月1日～12月20日

調査方法：郵送法

回収状況：有効回答数393人（有効回収率は58.7%）

問A あなたの性別は（○は1つ）

- | | | | |
|--------|-------|-------|-----|
| (41.5) | 1. 男性 | (2.3) | 無回答 |
| (56.2) | 2. 女性 | | |

問B あなたの年齢は（平成13年11月1日現在の満年齢）（○は1つ）

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (7.9) | 1. 20～29歳 | (21.9) | 5. 60～69歳 |
| (17.0) | 2. 30～39歳 | (16.5) | 6. 70～79歳 |
| (17.8) | 3. 40～49歳 | (2.5) | 7. 80歳以上 |
| (15.8) | 4. 50～59歳 | (0.5) | 無回答 |

問C あなたのご職業は（○は1つ）

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (2.8) | 1. 農林漁業者（家族従事者も含む） | (2.8) | 6. 学校・医療関係以外の公務員 |
| (11.5) | 2. 企業の経営者・自営業者（家族従事者も含む） | (2.8) | 7. その他の専門職・自由業（弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など） |
| (15.3) | 3. 民間の企業や工場・商店などに勤める人 | (55.5) | 8. その他（パート・フリーター・学生・無職など、上記以外の人） |
| (4.3) | 4. 学校の教職員（大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む） | (1.8) | 無回答 |
| (3.3) | 5. 医療・保健・福祉関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護婦（士）・保健婦（士）・介護福祉士など） | | |

問1 あなたは「人権」ということについて、関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（○は1つ）

- | | | | |
|--------|-------------|-------|----------|
| (35.6) | 1. 関心がある | (4.3) | 4. 関心がない |
| (42.7) | 2. 少し関心がある | (0.0) | 無効 |
| (16.5) | 3. あまり関心がない | (0.8) | 無回答 |

問2 日本の社会には、基本的人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるものをあげてください。（○はいくつでも）

- | | | | |
|--------|--------------------------|--------|--------------------------|
| (39.2) | 1. 女性に関する問題 | (27.2) | 8. 犯罪被害者に関する問題 |
| (52.2) | 2. 子どもに関する問題 | (5.3) | 9. アイヌの人々（先住民）に関する問題 |
| (51.4) | 3. 高齢者に関する問題 | (41.7) | 10. プライバシー保護に関する問題 |
| (45.3) | 4. 障害者に関する問題 | (9.7) | 11. その他の問題（刑を終えて出所した人など） |
| (15.5) | 5. 同和問題 | | |
| (11.5) | 6. 在日（定住）外国人に関する問題 | (6.4) | 12. 特になし |
| (20.4) | 7. HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題 | (0.0) | 無効 |
| | | (1.0) | 無回答 |

問3 「人権」をとりまく日本の社会的状況について、あなたはどのように感じていらっしゃいますか。次のそれぞれについて、あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。（○は1つずつ）

(1) 今日の日本は、基本的人権が尊重されている社会である。

- | | | | |
|--------|---------------|-------|-----|
| (20.6) | 1. そう思う | (0.0) | 無効 |
| (67.4) | 2. いちがいにはいけない | (0.3) | 無回答 |
| (11.7) | 3. そう思わない | | |

(2) 国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっている

- | | | | |
|--------|---------------|-------|-----|
| (41.5) | 1. そう思う | (0.0) | 無効 |
| (39.9) | 2. いちがいにはいけない | (3.1) | 無回答 |
| (15.5) | 3. そう思わない | | |

問4 国連で決議あるいは採択された「人権」にかかわる宣言や条約などで、あなたが見聞きしたことがあるものをあげてください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------|-------------|--------|------------------------|
| (42.2) | 1. 世界人権宣言 | (12.7) | 8. 高齢者のための国連原則 |
| (20.9) | 2. 難民条約 | (6.6) | 9. 国際先住民年・世界の先住民の国際10年 |
| (44.0) | 3. 人種差別撤廃条約 | | |
| (10.4) | 4. 国際人権規約 | (11.7) | 10. 人権教育のための国連10年 |
| (20.6) | 5. 障害者の権利宣言 | (18.6) | 11. 特にない |
| (47.6) | 6. 女子差別撤廃条約 | (0.0) | 無効 |
| (39.2) | 7. 児童の権利条約 | (3.3) | 無回答 |

問5 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの「人権」に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(○は1つずつ)

法律の名称	1. どんな内容か知っている	2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある	3. 知らない	無効	無回答
(1)「男女雇用機会均等法」	51.4	35.4	9.7	0.3	3.3
(2)「男女共同参画社会基本法」	13.7	31.3	46.8	0.0	8.1
(3)「DV法」	32.6	40.2	20.6	0.3	6.4
(4)「ストーカー規制法」	47.8	41.2	5.9	0.5	4.6
(5)「児童買春禁止法」	54.7	35.6	6.1	0.3	3.3
(6)「児童虐待防止法」	47.3	40.2	7.1	0.5	4.8
(7)「高齢社会対策基本法」	8.9	46.6	38.4	0.0	6.1
(8)「交通バリアフリー法」	16.0	43.3	34.6	0.3	5.9
(9)「障害者雇用促進法」	21.9	48.9	24.2	0.0	5.1
(10)「障害者基本法」	5.9	40.7	45.3	0.0	8.1
(11)「犯罪被害者保護法」	9.7	43.0	41.0	0.0	6.4
(12)「人権擁護施策推進法」	4.1	29.8	60.1	0.0	6.1
(13)「人権教育・啓発推進法」	3.1	24.7	65.6	0.0	6.6
(14)「アイヌ文化振興法」	3.6	24.9	65.4	0.0	6.1

問6 女性についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|----------------------------------|
| (46.6) | 1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつけること | (2.0) | 6. ミス・コンテストで女性の容姿を競うこと |
| (58.5) | 2. 家庭において、夫が妻に暴力（酒に酔ってなぐるなど）をふるうこと | (4.1) | 7. 女性にだけ「令夫人」、「〇〇女史」のような言葉を用いること |
| (53.7) | 3. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）をすること | (42.5) | 8. 最初から「女性にはできない」といった考えをもつこと |
| (12.0) | 4. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること | (0.8) | 9. その他（具体的に：) |
| (15.5) | 5. 女性の身体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく広告などに使用すること | (4.3) | 10. 特にない |
| | | (2.3) | 11. わからない |
| | | (2.8) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問7 女性の人権が守られるためには、教育や啓発においてどのようなことが大切だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------------------|--------|--------------------------|
| (49.6) | 1. 幼児期からの男女平等教育の充実 | (22.9) | 5. 男女共同参画の推進についての啓発活動の充実 |
| (44.0) | 2. 地域や家庭における男女平等教育の充実 | (1.8) | 6. その他（具体的に：) |
| (38.7) | 3. 男性、女性それぞれに対する意識啓発の充実 | (5.9) | 7. 特にない |
| (54.5) | 4. 学校教育、生涯教育の場での男女共同参画に向けた学習や講座の充実 | (4.8) | 8. わからない |
| | | (0.5) | 無効 |
| | | (2.8) | 無回答 |

問8 女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------------------|--------|---------------------------------------|
| (18.3) | 1. 地域社会活動やボランティア活動への男女共同参画の促進 | (18.1) | 7. 県や市町村の審議会等への女性の登用促進 |
| (8.7) | 2. 男女共同参画推進センターの設置 | (63.9) | 8. 子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援 |
| (41.0) | 3. 女性のための相談機関、相談機能の充実 | (1.8) | 9. その他(具体的に:) |
| (8.1) | 4. 市町村の担当窓口や民間団体との連携強化 | (3.3) | 10. 特にない |
| (27.5) | 5. 暴力等被害から逃れるための「緊急避難所、シェルター」などの整備 | (4.6) | 11. わからない |
| (43.8) | 6. 女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会の充実 | (0.5) | 無効 |
| | | (3.3) | 無回答 |

問9 子どもについてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|-----------------------------|
| (66.4) | 1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること | (41.7) | 5. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること |
| (69.2) | 2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否)を行うこと | (2.3) | 6. その他(具体的に:) |
| (54.5) | 3. 子ども同士の「暴力」や、「仲間はずれ」「無視」などのいじめがあること | (1.3) | 7. 特にない |
| (26.0) | 4. 親をはじめ大人が学校や就職先の選択などで一方的な考えを押しつけること | (1.5) | 8. わからない |
| | | (0.5) | 無効 |
| | | (1.8) | 無回答 |

問10 子どもの人権が守られるためには、教育や啓発においてどのようなことが大切だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|----------------|
| (35.1) | 1. 子どもの意見を尊重する | (2.8) | 6. その他(具体的に:) |
| (42.5) | 2. 大人の意識を改革する | (1.8) | 7. 特にない |
| (61.1) | 3. 成績だけを重んじる教育のあり方を改める | (1.3) | 8. わからない |
| (63.1) | 4. 子ども一人ひとりの個性を大切にしながら教育を行う | (0.8) | 無効 |
| (44.3) | 5. 子どもが人権意識を身につけるための教育を充実する | (1.3) | 無回答 |

問11 子どもの人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------------------|--------|-------------------------|
| (9.2) | 1. 体罰禁止を徹底させる | (24.4) | 7. 子育て、教育等に関する相談体制を充実する |
| (7.1) | 2. 校則や決まりを緩やかにする | (53.4) | 8. 家庭内の人間関係を安定させる |
| (63.6) | 3. 教師の資質・能力を向上する | (4.3) | 9. その他(具体的に:) |
| (15.8) | 4. 子どもの人権を守るための啓発・広報活動を推進する | (1.3) | 10. 特にない |
| (24.7) | 5. 子どもの人権相談所や電話相談所を充実する | (1.8) | 11. わからない |
| (52.4) | 6. 子どもが被害者になる犯罪の取り締まりの強化や有害環境を浄化する | (0.8) | 無効 |
| | | (1.0) | 無回答 |

問12 高齢者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| (47.6) | 1. 働きたくても働ける場が少ないこと | (25.7) | 6. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと |
| (33.3) | 2. 高齢者がじゃま者扱いされたり、虐待を受けること | (48.3) | 7. 悪徳商法や財産侵害など、高齢者が被害者となる犯罪が増加していること |
| (20.6) | 3. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと | (1.8) | 8. その他(具体的に:) |
| (38.7) | 4. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと | (2.0) | 9. 特にない |
| (22.4) | 5. 介護の現場において、高齢者をベッドなどに縛り付ける身体拘束を行うこと | (1.3) | 10. わからない |
| | | (1.3) | 無効 |
| | | (2.5) | 無回答 |

問13 高齢者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|--------------------------------|
| (42.2) | 1. 高齢者が自立して生活しやすい環境にする | (6.1) | 8. 高齢者の人権を守るための啓発・広報活動を推進する |
| (46.1) | 2. 働く意欲のある高齢者の就労の場を確保する | (9.7) | 9. 高齢者の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する |
| (26.5) | 3. 高齢者和其他の世代との交流の機会を増やす | (25.7) | 10. 高齢者が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する |
| (33.6) | 4. 高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する | (0.5) | 11. その他（具体的に：) |
| (44.8) | 5. 高齢者の生活保障（年金など）を充実する | (1.3) | 12. 特にない |
| (11.2) | 6. 高齢者のための相談体制を充実する | (1.5) | 13. わからない |
| (9.2) | 7. 高齢者を思いやるための啓発活動を行う | (0.8) | 無効 |
| | | (2.3) | 無回答 |

問14 障害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|----------------------------------|
| (53.9) | 1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること | (6.1) | 8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと |
| (44.3) | 2. 働ける場所や機会が少ないこと | (13.0) | 9. 地域社会から排除されることが多いこと |
| (21.9) | 3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けることがあること | (10.4) | 10. 一般社会や施設内においていじめや虐待にあうことがあること |
| (14.0) | 4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと | (14.0) | 11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと |
| (17.3) | 5. 学校の受入体制が十分でないこと | (1.3) | 12. その他（具体的に：) |
| (25.2) | 6. 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | (3.1) | 13. 特にない |
| (16.5) | 7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと | (4.8) | 14. わからない |
| | | (0.8) | 無効 |
| | | (2.0) | 無回答 |

問15 障害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|-----------------------------------|--------|---------------------------------|
| (48.6) | 1. 地域で自立して生活しやすいように福祉の町づくりをすすめる | (11.2) | 7. 保健・福祉機関や医療機関の職員の人権に関する研修に努める |
| (44.0) | 2. 障害のある人の就労の場を確保する | (22.4) | 8. 障害のある人を支援するボランティアなどを育成する |
| (34.6) | 3. 障害のある人とない人との交流の機会を増やす | (13.5) | 9. 障害のある人の人権を守るための啓発・広報活動を推進する |
| (28.2) | 4. 個人のニーズにあった福祉サービスを充実する | (1.5) | 10. その他（具体的に：) |
| (7.4) | 5. 障害のある人の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する | (2.5) | 11. 特にない |
| (20.4) | 6. 障害のある人のための相談体制を充実する | (3.8) | 12. わからない |
| | | (1.0) | 無効 |
| | | (3.8) | 無回答 |

問16 日本に居住している外国人についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|----------------|
| (39.4) | 1. 地域社会での理解が十分でないこと | (2.0) | 5. その他（具体的に：) |
| (32.6) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (8.4) | 6. 特にない |
| (56.5) | 3. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと | (18.8) | 7. わからない |
| (21.4) | 4. 住宅を容易に借りることができないこと | (0.0) | 無効 |
| | | (3.3) | 無回答 |

問17 外国人の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|----------------------|
| (21.1) | 1. 外国人の雇用を積極的に進める | (31.3) | 5. 外国語教育や国際理解教育を推進する |
| (41.2) | 2. 日常生活に必要な情報を外国語により提供する | (1.5) | 6. その他(具体的に:) |
| (50.1) | 3. 外国人のための相談体制(いくつかの言語で対応できる人権相談所などを充実する) | (7.4) | 7. 特にない |
| (21.1) | 4. シンポジウム、講座や交流イベントの開催など国際理解の機会を増やす | (17.6) | 8. わからない |
| | | (0.0) | 無効 |
| | | (2.8) | 無回答 |

問18 HIV(エイズ)感染者やハンセン病患者等についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------------------|--------|----------------|
| (61.3) | 1. 地域社会での理解が十分でないこと | (1.0) | 5. その他(具体的に:) |
| (38.2) | 2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること | (4.8) | 6. 特にない |
| (38.9) | 3. HIV感染者等に対する保健、医療などのサービスが十分でないこと | (11.7) | 7. わからない |
| (39.7) | 4. マスコミによるプライバシーの侵害などが見られること | (0.0) | 無効 |
| | | (3.8) | 無回答 |

問19 HIV(エイズ)感染者やハンセン病患者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|--|
| (61.3) | 1. HIV感染症やハンセン病について正しく理解するための啓発活動を推進する | (33.1) | 4. ハンセン病元患者に対する社会復帰を促進するための地域の支援体制等を充実する |
| (52.4) | 2. 学校におけるエイズ・ハンセン病等の教育を充実する | (0.8) | 5. その他(具体的に:) |
| (46.3) | 3. HIV感染者等に対する適正な医療体制や相談体制を充実する | (4.1) | 6. 特にない |
| | | (10.4) | 7. わからない |
| | | (0.3) | 無効 |
| | | (3.8) | 無回答 |

問20 犯罪被害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|------------------------------------|
| (47.3) | 1. 犯罪被害者に対する補償が十分でないこと | (37.2) | 5. 捜査や裁判に関わって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること |
| (19.8) | 2. 犯罪被害者に対して、職場・学校関係者などの十分な理解が得られないこと | (1.0) | 6. その他(具体的に:) |
| (67.2) | 3. マスコミ関係者の過度な取材活動や報道によるプライバシーの侵害 | (2.8) | 7. 特にない |
| (51.7) | 4. 周囲の人の無責任なうわさ話 | (6.1) | 8. わからない |
| | | (0.3) | 無効 |
| | | (3.6) | 無回答 |

問21 犯罪被害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (52.9) | 1. 犯罪被害者への国の十分な補償(負傷や後遺症に対する治療及び精神的なケアや治療を含む) | (36.6) | 4. 捜査や裁判の過程における犯罪被害者への配慮(女性被害者に対する女性警察官による事情聴取など) |
| (55.0) | 2. 犯罪被害者の安全の確保(仕返しや嫌がらせの防止など) | (24.2) | 5. 犯罪被害者に対する相談体制の充実 |
| (61.1) | 3. 犯罪被害者のプライバシーに配慮した取材活動や報道 | (0.8) | 6. その他(具体的に:) |
| | | (3.3) | 7. 特にない |
| | | (5.9) | 8. わからない |
| | | (0.5) | 無効 |
| | | (3.6) | 無回答 |

問22 あなたは、日本の社会に「同和地区」「未解放部落」「被差別部落」などとよばれ、差別を受けている地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」とかいわれる問題があるのを知っていますか。(○は1つ)

- | | | | |
|--------|----------|-------|-----|
| (67.4) | 1. 知っている | (1.3) | 無効 |
| (30.0) | 2. 知らない | (1.3) | 無回答 |

「1. 知っている」とお答えになった方は、引き続き問23以降の質問にお答えください。

「2. 知らない」とお答えになった方は、17ページの問30以降の質問にお答えください。

問23 (1) あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。(○は1つ)

- (17.0) 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から聞いた (7.2) 8. 同和問題の集会や研修会で知った
 (1.9) 2. 親戚の人から聞いた (5.3) 9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った
 (3.0) 3. 近所の人から聞いた (10.2) 10. はっきりおぼえていない
 (7.2) 4. 職場の人から聞いた (2.6) 11. その他
 (1.5) 5. 学校の友達から聞いた (3.8) 無効
 (16.2) 6. 学校の授業でおそわった (5.3) 無回答
 (18.9) 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った

(2) それはいつ頃ですか。

- (48.3) 1. ()歳頃 (0.0) 無効
 (43.8) 2. はっきりおぼえていない (7.9) 無回答

問24 あなたは、「同和問題」についての講演会や研修会に参加されたり、新聞や雑誌の「同和問題」に関連した記事を読まれたりしたことがありますか。(1)～(6)のそれぞれについてお答えください。(○は1つずつ)

事 項	1. 何回となく参加(読んだり、見たりした)	2. 1～2回参加(読んだり、見たりした)	3. 参加(読んだり、見たりした)したことはない	無効	無回答
(1)講演会・研修会	7.9	14.3	74.0	0.0	3.8
(2)県や市町村の広報紙	18.1	33.2	37.7	0.0	10.9
(3)県や市町村の冊子・パンフレット・掲示物(ポスター等)	17.0	28.7	39.6	0.0	14.7
(4)新聞・雑誌・週刊誌	17.0	38.1	32.1	0.4	12.5
(5)書籍	9.4	19.2	53.6	0.0	17.7
(6)テレビ・ラジオ・映画・ビデオ	11.3	40.4	34.0	0.0	14.3

問25 部落差別がどのようにして起こったかについて、次のような受け取り方があります。あなたはどのように受けとめていますか。(○は1つ)

- (12.5) 1. 人種(民族)がちがう (3.4) 6. その他(具体的に:)
 (3.0) 2. 宗教がちがう (1.1) 無効
 (8.3) 3. 職業(仕事)がちがう (5.3) 無回答
 (18.1) 4. 生活が貧しかった
 (48.3) 5. 江戸時代の支配者によって、民衆を支配する手段としてつくられた

問26 かりに、日頃親しくつきあっている隣近所の人が、なにかのことで、同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(○は1つ)

- (86.8) 1. これまでと同じように親しくつきあう (0.0) 4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける
 (8.3) 2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく (0.0) 5. 自分の方が住居をかわる
 (1.1) 3. つきあいは、やめてしまう (0.4) 無効
 (3.4) 無回答

問27 かりに、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(○は1つ)

- (27.5) 1. 子どもの意志を尊重し、親として助力をする (1.9) 4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
 (44.5) 2. 子どもの意志にまかせる (3.0) 5. 結婚を絶対に認めない
 (17.7) 3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない (0.4) 無効
 (4.9) 無回答

問28 同和問題の解決に対するあなたの態度はいかがですか。(○は1つ)

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| (4.2) | 1. これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う | (44.9) | 4. 基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う |
| (22.6) | 2. 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う | (8.7) | 5. その他 (具体的に:) |
| (14.3) | 3. 自分ではどうしようもない問題だから、誰かしかるべき人が解決してくれると思う | (0.8) | 無効 |
| | | (4.5) | 無回答 |

問29 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。あなたのお考えに近いものをえらんでください。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|---|--------|--|
| (19.2) | 1. 同和地区の人の収入の安定・向上をはかり、生活力を高める | (39.2) | 6. 同和地区外の人によく理解してもらい、差別をしない人権尊重の意識を高める |
| (18.1) | 2. 同和地区の住宅環境や生活環境を改善・整備する | (15.1) | 7. 差別をなくすための法整備を行う |
| (26.8) | 3. 同和地区の人が十分に教育を受けられるようにし、社会的な生活能力を高めるようにする | (38.5) | 8. 同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる |
| (28.3) | 4. 同和地区の人が、差別に負けないように努力し、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけていく | (6.8) | 9. その他 (具体的に:) |
| (22.6) | 5. 同和地区の人が、一定の地区 (同和地区) にかたまっただけで生活しないで、分散して住むようにする | (0.4) | 無効 |
| | | (3.4) | 無回答 |

問30 人権が尊重される社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|--|--------|-----------------------------------|
| (47.3) | 1. 学校において人権教育を充実させる | (30.3) | 6. 社会的に弱い立場にある人を、救済支援していく |
| (24.9) | 2. 人権意識を高めるための社会啓発を充実させる | (20.1) | 7. 人権侵害に対する法的規制を強化する |
| (39.4) | 3. 個人個人が自ら人権意識を高めるよう努める | (8.7) | 8. 人権啓発センターを設立し、総合的、効果的な啓発活動を推進する |
| (25.2) | 4. 公務員・教職員・警察官・福祉保健関係者など公的職場に勤める人の人権意識を高める | (1.5) | 9. その他 (具体的に:) |
| (29.0) | 5. 社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させる | (2.5) | 10. 特にない |
| | | (4.6) | 11. わからない |
| | | (0.5) | 無効 |
| | | (3.3) | 無回答 |

問31 人権意識を高めるための啓発の方法としては、特にどのようなものが効果があるとお考えですか。(○は3つまで)

- | | | | |
|--------|------------------------------|--------|-------------------|
| (55.0) | 1. 新聞・雑誌 | (12.0) | 6. インターネットによる情報提供 |
| (70.2) | 2. テレビ・ラジオ・映画・ビデオ | (2.8) | 7. その他 (具体的に:) |
| (28.0) | 3. 講演会、研修会、イベントなどの開催 | (3.3) | 8. 特にない |
| (40.7) | 4. 県や市町村の広報紙 | (5.6) | 9. わからない |
| (17.6) | 5. 県や市町村のパンフレットや掲示物 (ポスターなど) | (0.5) | 無効 |
| | | (3.8) | 無回答 |

(全員の方に)

問32 最後に、女性や子ども、同和問題など人権問題の解決、人権尊重などについて、国や県、市町村に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| (26.2) | 回答 | (73.8) | 無回答 |
|--------|----|--------|-----|

平成23年6月発行

人権に関する市民意識調査

－平成22年度意識調査報告書－

長崎市市民生活部人権啓発室

長崎市桜町2番22号
